周 南 市 地 域 福 祉 計 画

共に。 未来へ贈りたい周南をつくる。

平成28年3月

周　南　市

はじめに

近年、少子・高齢化の進行や家族構成の変化などにより、家庭や地域のつながりが希薄化しており、家庭や地域が抱えるさまざまな課題を個人の力や行政サービスのみで解決することが難しくなっています。こうした課題に対応していくためには、住民や関係団体などが、地域の中でお互いに助け合う仕組みを作っていく必要があります。

こうした状況を受けて、だれもが住み慣れた地域で、いきいきと安心して生活していけるように、地域福祉を推進していくための基本理念や取組などを盛り込んだ「第３次周南市地域福祉計画」を策定しました。

この計画では、「地域でつながり、共につくろう　笑顔あふれる福祉のまち　しゅうなん」を基本理念とし、「安心・安全に生活できるまちづくり」、「共に支え合う地域づくり」、「福祉サービスの利用につなげる仕組みづくり」、「必要な福祉サービスを受けられる体制づくり」の４つの目標を掲げて、市民、地域、行政がそれぞれ取り組んでいく内容をまとめています。

今後は、この計画に基づいて、住民、福祉事業者、関係団体、民間企業、行政など地域の関係者が、共に力を合わせて住みよいまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、皆様の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

終わりに、計画策定にあたり、協力いただきました「周南市地域福祉計画評価・策定委員会」委員の皆様や、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様に、心から御礼を申し上げますとともに、今後とも本市の福祉行政にご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成２８年３月

周南市長　　木 村　　健 一 郎

目　次

第１章　計画の概要
1　計画策定の趣旨 ………………………………… 1
2　国の動向 ………………………………………… 1
3　計画の期間 ……………………………………… 2
4　計画の位置づけ ………………………………… 3
5　計画の策定方法 ………………………………… 4

第２章　周南市の地域福祉をとりまく現状
1　人口等の状況 …………………………………… 5
2　市民意識調査に見る地域福祉の課題 ………… 10
3　前計画の総括 …………………………………… 18

第３章　計画の基本的考え方
1　基本理念 ………………………………………… 22
2　基本目標 ………………………………………… 22
3　計画の体系 ……………………………………… 23

第４章　基本目標ごとの取組
1　安心・安全に生活できるまちづくり
1-(1)災害時における要配慮者支援体制の整備 ………… 24
1-(2)防犯活動の推進 ………………………………… 26
1-(3)見守り体制の充実 ……………………………… 27
1-(4)だれもが地域で生活しやすい環境づくり ……… 29

2　共に支え合う地域づくり
2-(1)支え合い意識の醸成 …………………………… 31
2-(2)地域福祉の担い手づくり ……………………… 33
2-(3)社会参加の推進 ………………………………… 34

3　福祉サービスの利用につなげる仕組みづくり
3-(1)相談体制の充実 ………………………………… 36
3-(2)情報提供の充実 ………………………………… 38

4　必要な福祉サービスを受けられる体制づくり
4-(1)包括的な福祉サービスの基盤整備 …………… 40
4-(2)安心して子供を産み、健やかに育てられる環境づくり …… 42
4-(3)生活困窮者支援の体制整備 …………………… 44

第５章　計画の推進について
1　計画の推進体制・・ 45
2　計画の普及・・ 45
3　計画の進捗管理・・ 45

資　料
1　周南市地域福祉計画評価委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
2　周南市地域福祉計画評価・策定委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
3　周南市地域福祉計画評価・策定委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

第１章　計画の概要

１．計画策定の趣旨

■「地域福祉」とは、だれもが住み慣れた地域で、いつまでも安心していきいきと暮らせるよう、地域住民や地域組織、社会福祉協議会、民間事業者、行政等が互いに協力し合い、様々な福祉の課題の解決を図る取組のことをいいます。

■周南市では、これまでに「だれもが輝き、支え合いながら、安心して生活できる共生のまちづくり」を基本理念として平成 18 年３月に第１次周南市地域福祉計画を、また「ふれあい支え愛　いのちと心をつなぐ　周南」を基本理念として平成 23 年３月に第２次周南市地域福祉計画を策定し、計画期間中に様々な福祉課題に取り組んできました。

■本市においても少子高齢化は進行し続けており、働く世代の減少が大きな課題となるとともに、人口全体も減少傾向にあり、多くの地域で過疎化が進行しています。

■人口の減少や過疎化とあわせて、家族形態の変化や価値観の多様化により、家庭や地域における人と人とのつながりが希薄化しており、地域や家庭で支え合う力が弱くなっていく傾向にあります。

■今後、既存の制度や行政サービスだけでは解決できない地域の課題が増えてくることが予測され、地域住民や関係団体、事業者等が、行政と共に協力し合いながら地域の課題を解決する仕組みをつくることがますます重要になっています。

■周南市では、こうした地域福祉の課題に的確に対応するための計画として「第３次周南市地域福祉計画」を策定いたしました。

２．国の動向

■日本は、他に例を見ないほど急速に高齢化が進行しており、平成 37 年（2025 年）にはいわゆる「団塊の世代」が 75 歳以上となり、その後も医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。

■平成 23 年の介護保険法改正では、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築していくことなどが盛り込まれました。また、平成 26 年の同法の改正では、費用負担の公平化や、介護保険を財源として市町村が取り組む「地域支援事業」の充実などが定められました。

■平成 19 年には厚生労働省通知により、災害時の要援護者対策として、「地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等」について地域福祉計画に盛り込むよう示されました。

■東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 24 年に「災害対策基本法」が改正されました。この改正により避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられ、自治体や地域住民が避難行動要支援者の支援に積極的に関わっていくことが求められています。

■平成 24 年には「障害者自立支援法」を改正した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が制定され、平成 25 年に施行されました。同法では「共生社会の実現」が目標とされています。

■平成 25 年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、障害者基本法に定められた「差別の禁止」の規定を具体化するための措置などが定められました。

■平成 24 年には子ども・子育て関連 3 法が制定され、平成 27 年 4 月に施行されました。保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供や、地域の実情に応じた子ども・子育て支援を総合的に推進していくことが定められました。

■平成 25 年には「生活困窮者自立支援法」が制定され、平成 27 年 4 月に施行されました。同法では生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する自立支援策の強化を図るために、生活困窮者に対して自立相談支援事業や、住居確保給付金の支給等の支援を行うこととなっています。生活困窮者自立支援方策については、厚生労働省通知により地域福祉計画に盛り込むよう示されています。

3．計画の期間

■本計画は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 か年の計画として策定しています。

■計画の進捗状況については毎年評価を行い、社会状況の変化に対応させるため、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

４．計画の位置づけ

■本計画は、社会福祉法第４条の考え方に基づき、同法第 107 条に規定された「市町村地域福祉計画」であり、「第２次周南市まちづくり総合計画」を上位計画とし、市の地域福祉分野における基本方針と施策の方向性を定めたものです。周南市で策定しているそれぞれの分野別計画と連携を図るとともに、山口県が策定した「第３次山口県地域福祉支援計画」とも整合性を図り策定しています。また、周南市社会福祉協議会が策定した「周南市地域福祉活動計画」とも連携を図っていきます。

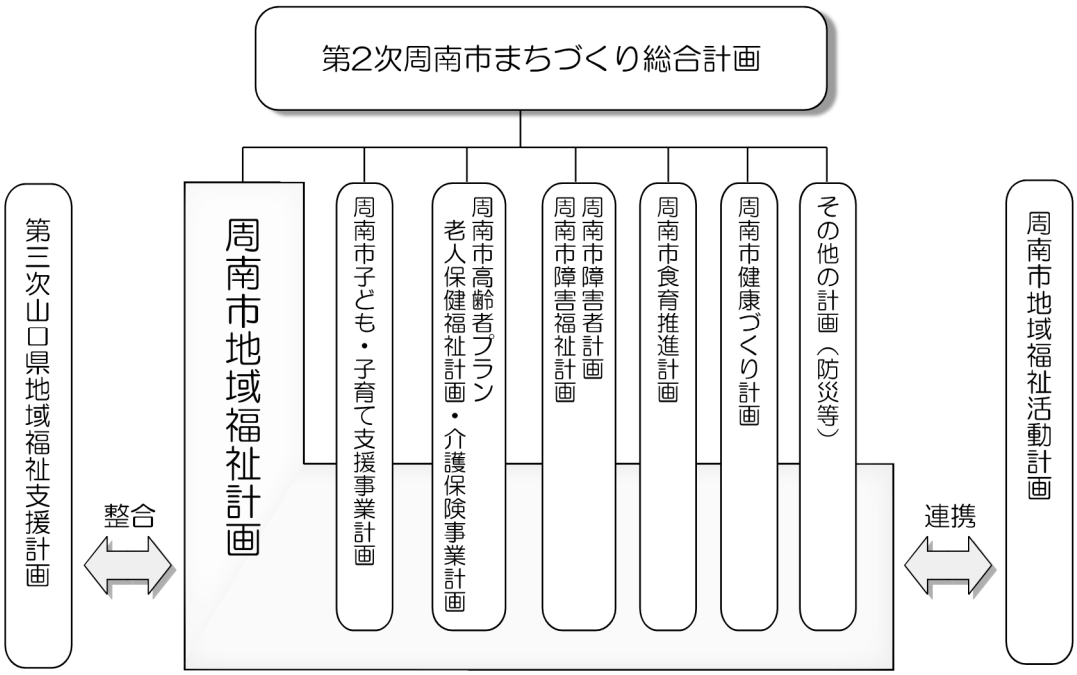

―社会福祉法抜粋―

（地域福祉の推進）

第４条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

１ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
２ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
３ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

５．計画の策定方法

■福祉分野の関係者や住民の代表等で構成する周南市地域福祉計画評価・策定委員会を設置し、市民等の意見を反映しました。

■計画の策定にあたり、地域福祉に関する市民意識調査を実施し、広くニーズや意見等を調査しました。

― 地域福祉に関する市民意識調査の概要 ―

（１）調査期間　平成 26 年９月 26 日（金）から平成 26 年 10 月 10 日（金）まで

（２）調査方法　市内に居住する人から対象別に無作為抽出し、郵送により配付・回収を行いました。

（３）回収状況

（単位：人、％）

	送付数	有効回収数	有効回答率
20 歳以上 65 歳未満	1,200	577	48.1
身体障害者	450	254	56.4
精神障害者	50	33	66.0
知的障害者	100	55	55.0
高齢者(65 歳以上)	700	482	68.9
要介護認定者	300	133	44.3
ひとり親世帯	200	69	34.5
計	3,000	1,603	53.4

第２章　周南市の地域福祉をとりまく現状

１．人口等の状況

（１）人口・世帯の推移

① 人口推移

本市の総人口は、平成７年の 161,383 人から平成 27 年の 147,705 人まで減少し続けています。

年齢３区分別の人口推移では、老年人口（65 歳～）が増加しているのに対し、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）は減少しています。

（単位：%、人）

	平成７年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
人口全体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	161,383	157,197	152,368	148,797	147,705
年少人口（0～14 歳）	15.9	14.4	13.7	13.3	12.5
	25,591	22,624	20,874	19,769	18,495
生産年齢（15～64 歳）	67.6	66.0	63.4	60.4	57.4
	109,141	103,695	96,608	89,906	84,714
老年人口（65 歳～）	16.5	19.6	22.9	26.3	30.1
	26,651	30,878	34,886	39,122	44,496

平成７～22 年は国勢調査
平成２７年は住民基本台帳（９月 30 日現在）

― 図１　人口推移グラフ ―

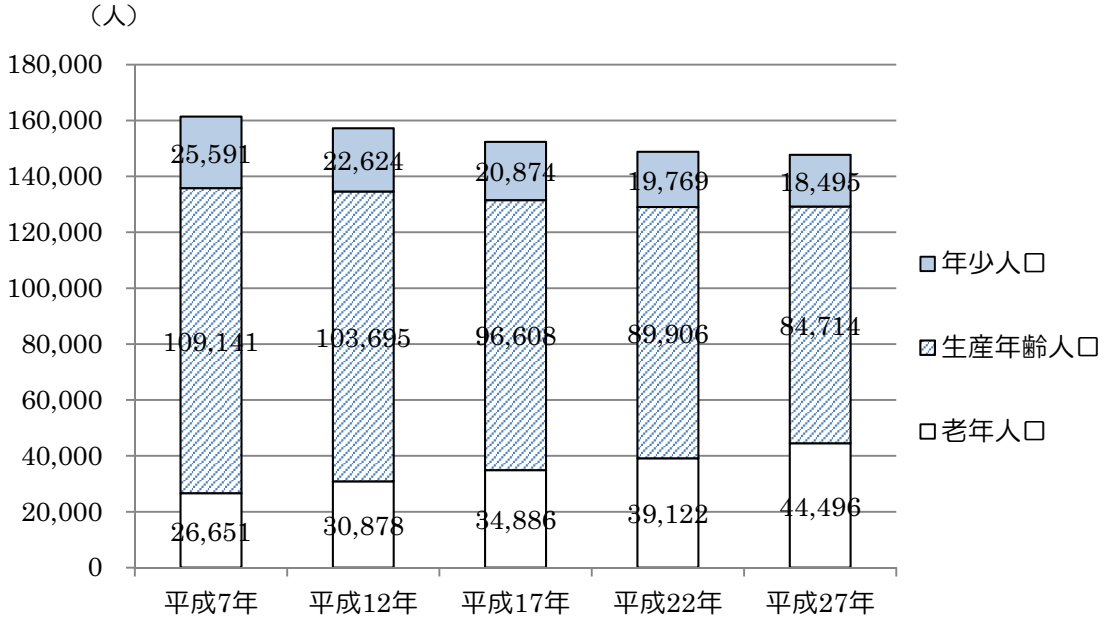

② 人口構成（平成 27 年９月 30 日現在）

周南市の人口構成は、つぼ型となっており、典型的な少子高齢社会となっています。

― 図２　人口構成 ―

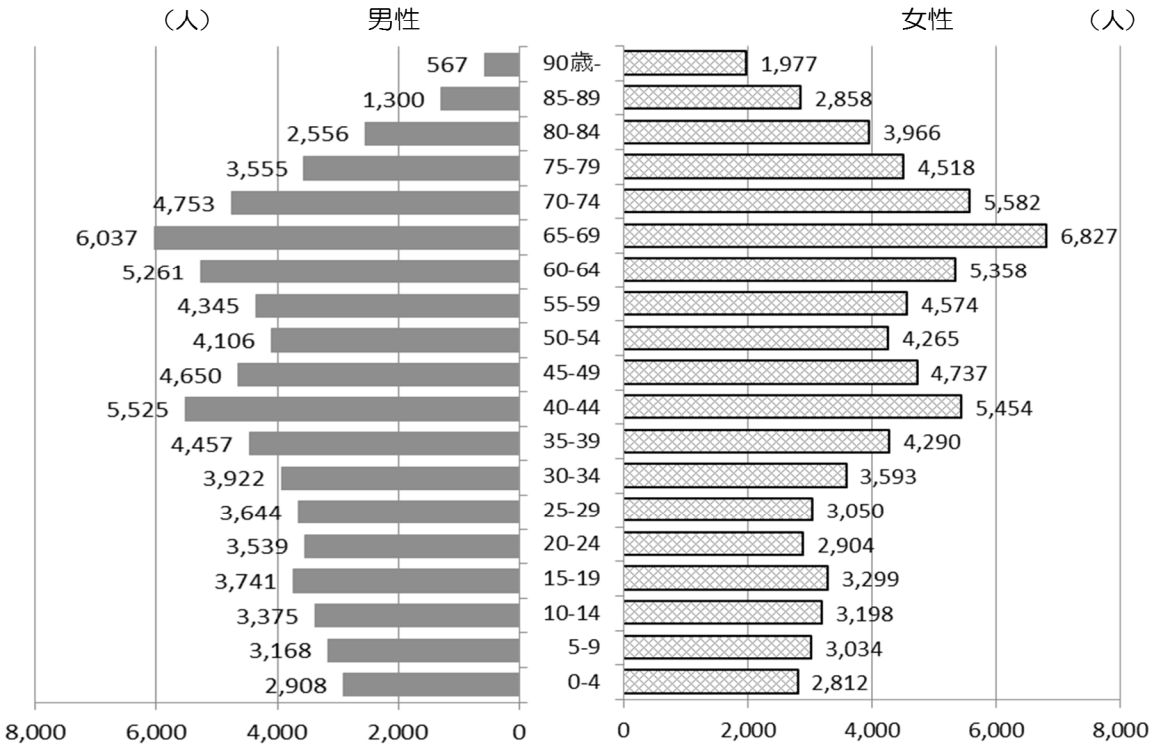

※住民基本台帳

③ 世帯の推移

単独世帯（ひとり暮らし）と核家族世帯が増加し、その他の親族世帯（3 世帯家族等）が減少していることが分かります。

― 図３　世帯の推移 ―

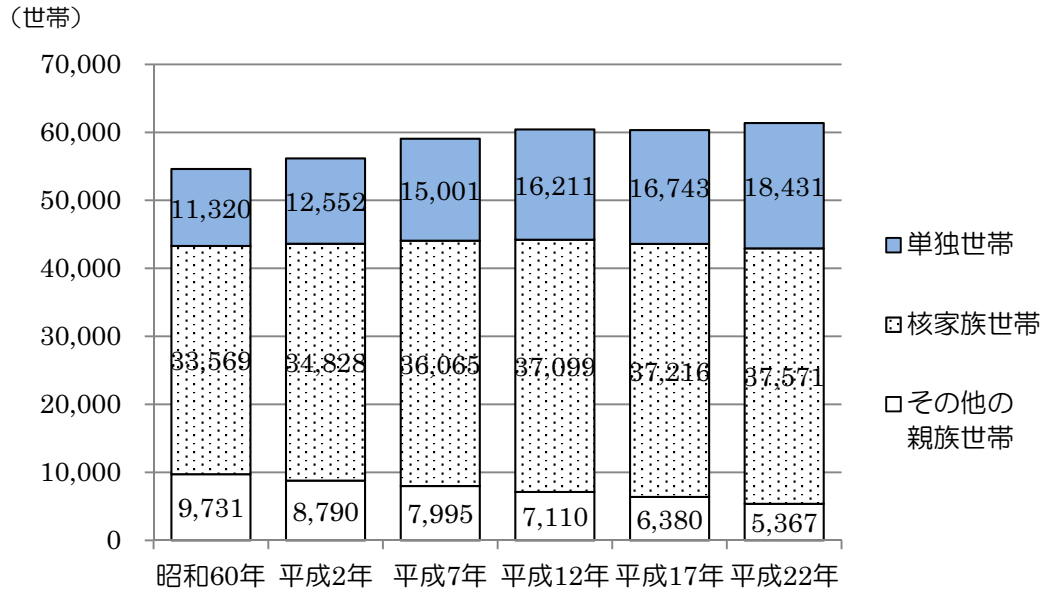

※国勢調査

④ 高齢者のいる世帯の推移

高齢者のいる世帯が増加しています。特に、高齢者単独世帯（ひとり暮らし）と高齢者夫婦の世帯の増加の割合が大きいことが分かります。

（単位：世帯）

	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
高齢者単独世帯	1,915	2,679	3,847	5,181	6,295	7,281
高齢者夫婦世帯	1,487	2,275	3,414	4,641	5,514	6,648
高齢者同居世帯	10,337	10,818	11,170	11,315	11,647	11,918
計	13,739	15,772	18,431	21,137	23,456	25,847

※国勢調査

― 図４　高齢者のいる世帯の推移 ―

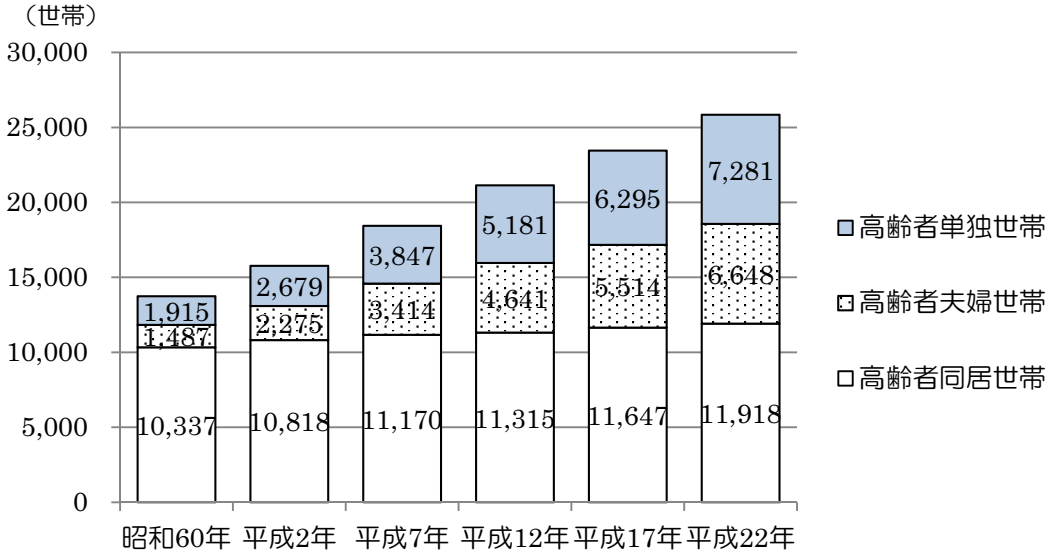

⑤ ひとり親世帯の推移

離婚件数の増加などによって、ひとり親世帯が増加しており、特に平成 7 年以降、母子世帯数の増加が目立っています。

― 図５ ひとり親世帯の推移 ―

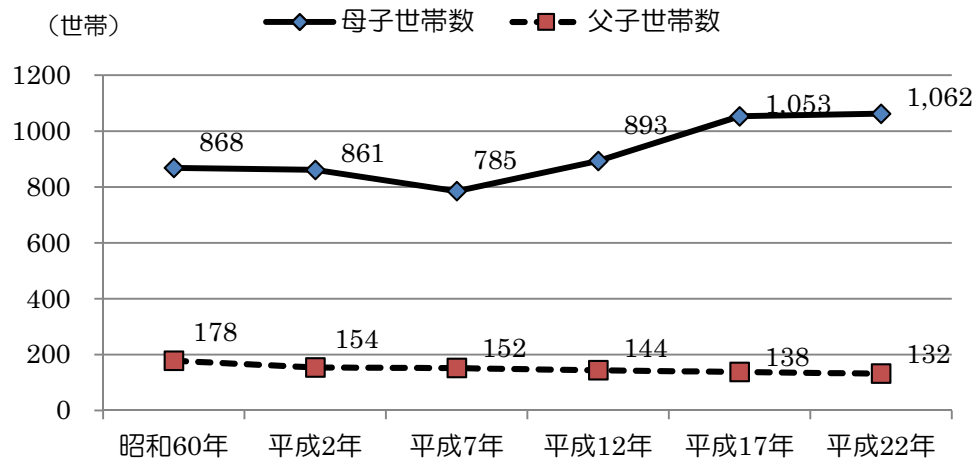

※国勢調査

（２）出生数

本市の出生数は近年減少傾向にあり、平成 26 年では人口千人あたりの出生数が 7.6 人まで少なくなっています。

（単位：人）

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
出生数	1,258	1,213	1,220	1,145	1,102
人口千人あたり出生数	8.4	8.2	8.2	7.8	7.6

※住民基本台帳

― 図６　出生数の推移 ―

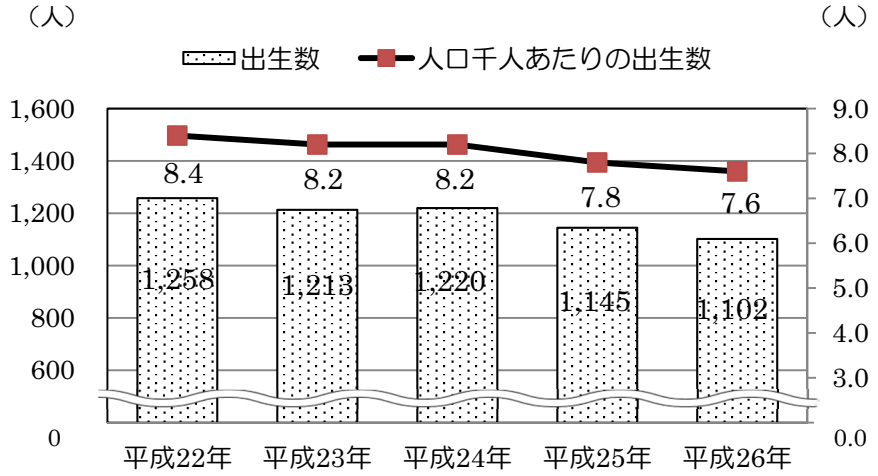

（３）未婚率の推移

少子化の要因のひとつとして、未婚の人の割合が増加していることがあります。結婚や家族を持つことを前向きにとらえられるような環境整備が求められています。

― 図７　男性の未婚率の推移 ―

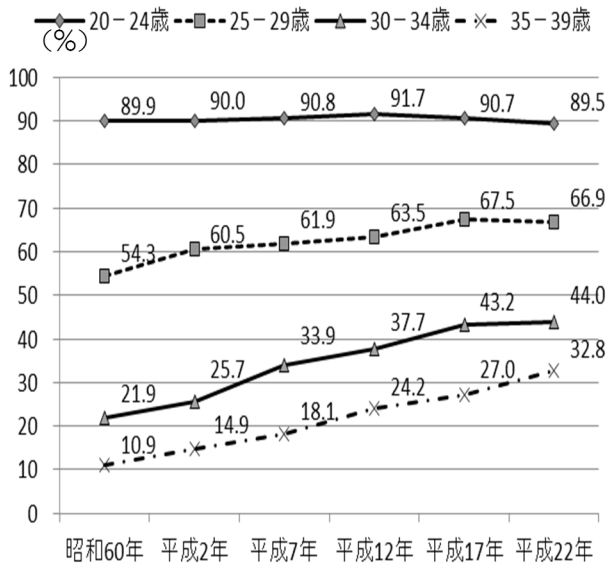

― 図８　女性の未婚率の推移 ―

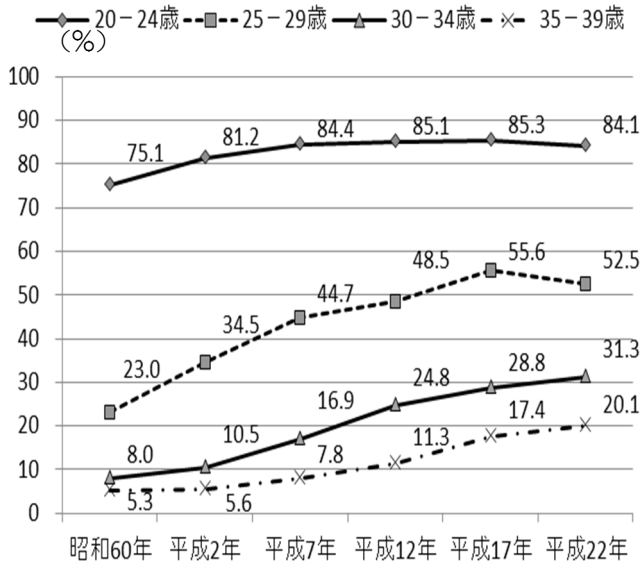

（４）要介護認定者の状況

平成 27 年度は、要介護（要支援）認定者の数が 7,144 人となっており、平成 22 年度と比較して 21.0%増加し、※1 認定率は平成 22 年度の 14.6%から 15.7%まで上昇しています。

※1　認定率：65 歳以上の高齢者のうち、介護認定を受けている人の割合

（単位：人、%）

年　度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
軽度	2,700	2,894	3,107	3,384	3,426	3,564
中重度	3,203	3,249	3,258	3,306	3,501	3,580
計	5,903	6,143	6,365	6,690	6,927	7,144
認定率	14.6	15.1	15.2	15.5	15.6	15.7

※介護保険事業状況報告　各年９月 30 日現在

― 図９　要介護（要支援）認定者の状況 ―

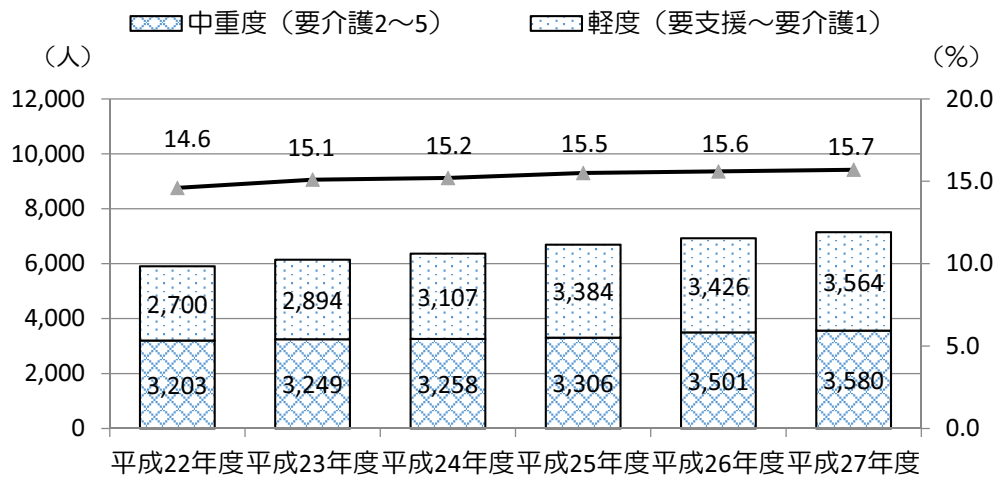

（５）障害者手帳所持者の状況

平成 26 年度では、平成 17 年度に比べて、身体障害者手帳の所持者は 8.0%、療育手帳の所持者は 35.7%、精神障害者保健福祉手帳の所持者は 58.0%増加しています。

― 図１０　障害者手帳所持者の状況 ―

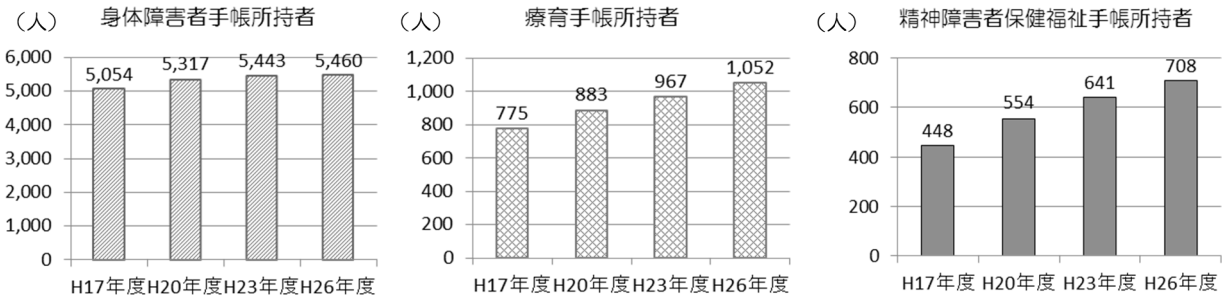

２．市民意識調査に見る地域福祉の課題

（１）居住地域への愛着について

20～64 歳の市民では、地域に愛着を感じている人の割合が減少傾向にあります。

― 図 11　愛着について ―

お住まいの地域に愛着を感じていますか。

（20～64 歳市民）

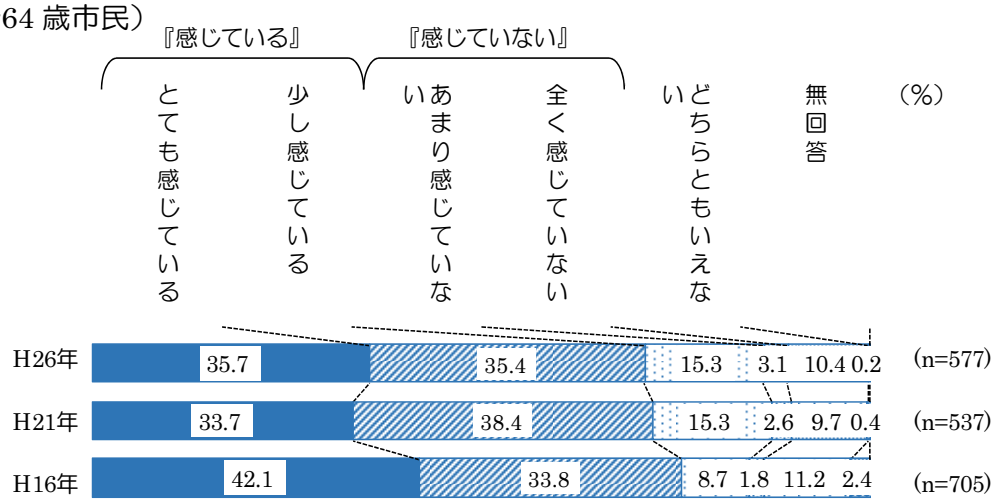

（n:回答者数）

（２）地域に対する愛着と近所づきあいの程度

近所づきあいの程度が深まるほど、地域に愛着を感じる傾向が強いことがわかります。

地域での近所づきあいを深め、地域に愛着を持ってもらうような施策の展開が望まれます。

― 図 12　地域に対する愛着と近所づきあいの程度 ―

お住まいの地域に愛着を感じていますか。近所づきあいの程度別

（20～64 歳市民）

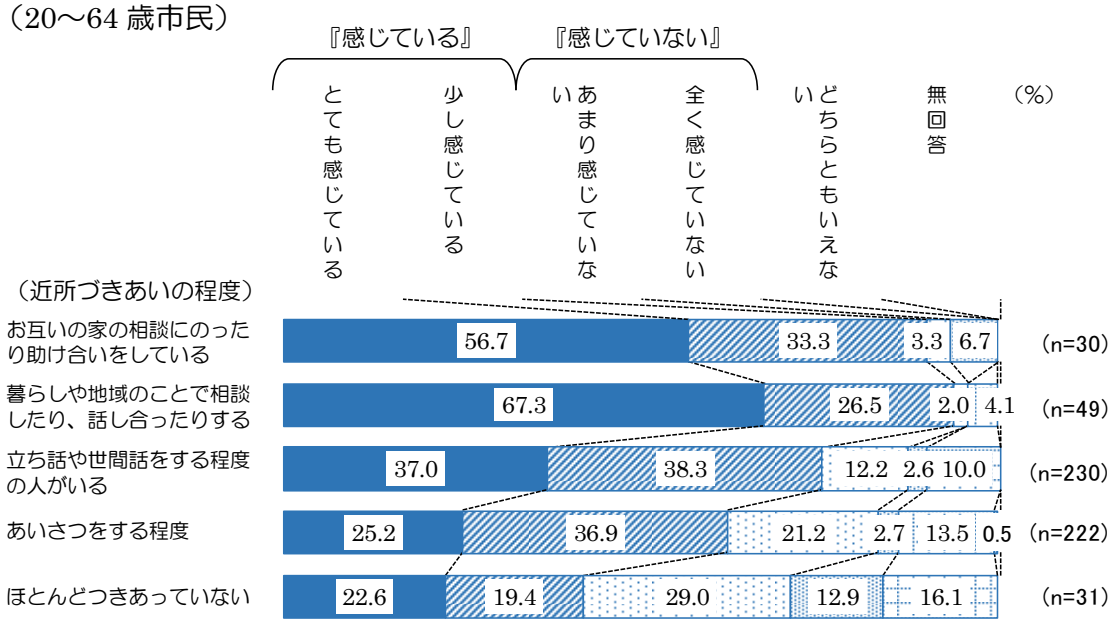

（n:回答者数）

（３）暮らしやすいと思う点・暮らしにくいと思う点

周南市での生活で、「暮らしやすいと思う」理由と「暮らしにくいと思う」理由で、共に、「交通の便」と「日常の買物の便」の２つの割合が高くなっています。地域等による交通と買物の利便性における格差があることが推察できます。移動の支援や買物支援等が課題になります。

－ 図 13　暮らしやすいと思う点 －

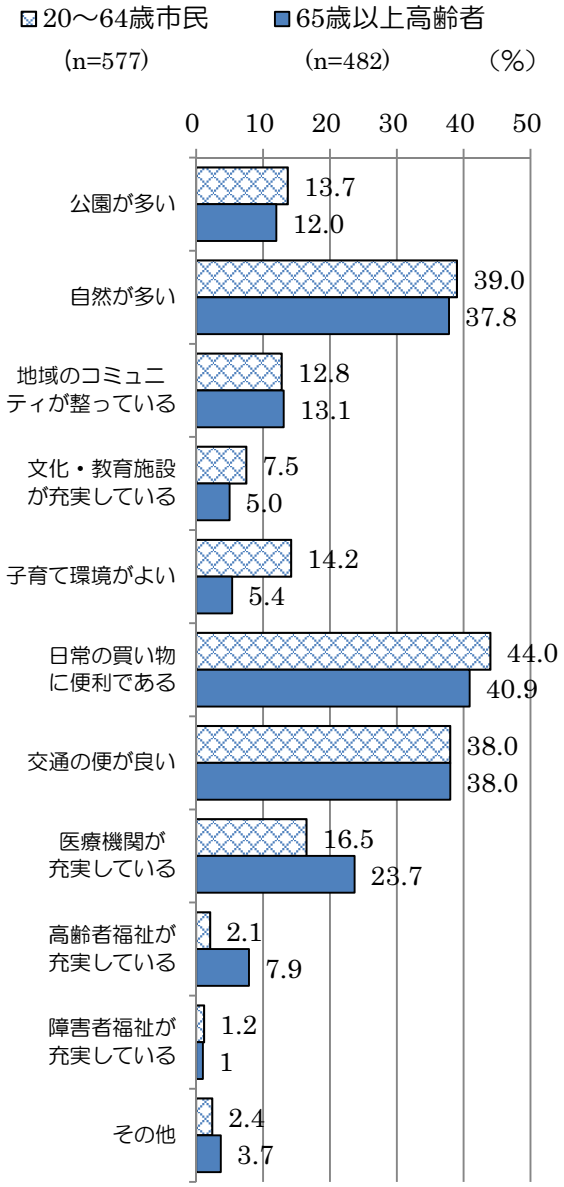

－図 14　暮らしにくいと思う点 －

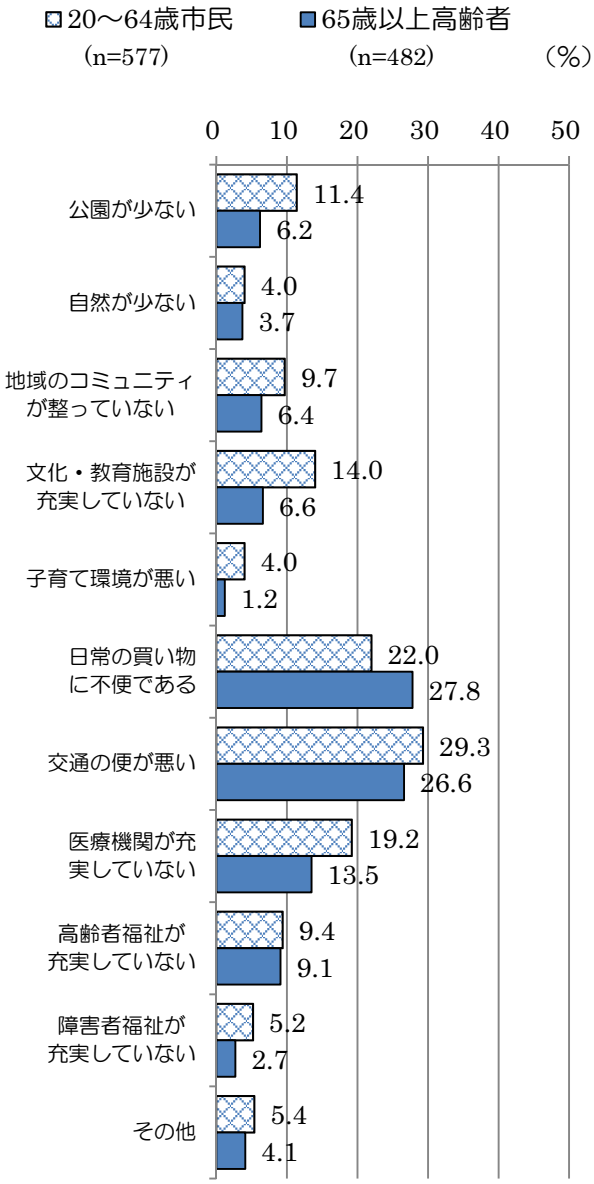

（4）日常生活が不自由になった場合に地域でしてほしいこと

「あなたは、日常生活が不自由になったとき、地域でどのような援助をしてほしいですか」との回答で最も多かったのは、「安否確認の声かけ」となっており、「買い物の手伝い」、「ゴミ出し」が続きます。こういった日常生活サービスを提供する体制づくりが課題となります。

― 図 15　日常生活が不自由になった場合に地域でしてほしいこと ―

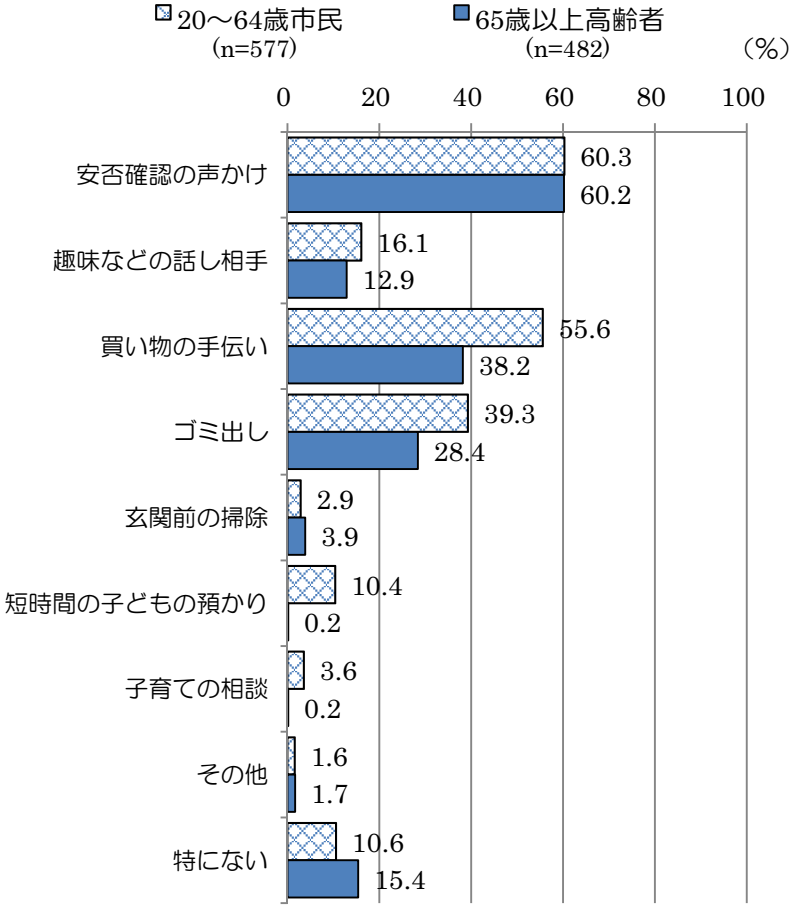

（5）地域の人々が支え合っていくうえで大切なこと

「地域の人々が支え合っていくうえで大切なことはどのようなことだと思いますか」との質問に対し、最も多かった回答は、「隣近所の住民同士の普段からのつきあい」となっています。「ひとりで暮らしている高齢者の見守りなどの活動」や「地域が行う防災活動などの日常的な協力」も重要と考えられています。これらの推進に着目した施策の展開が望まれます。

― 図 16　地域の人々が支え合っていくうえで大切なこと ―

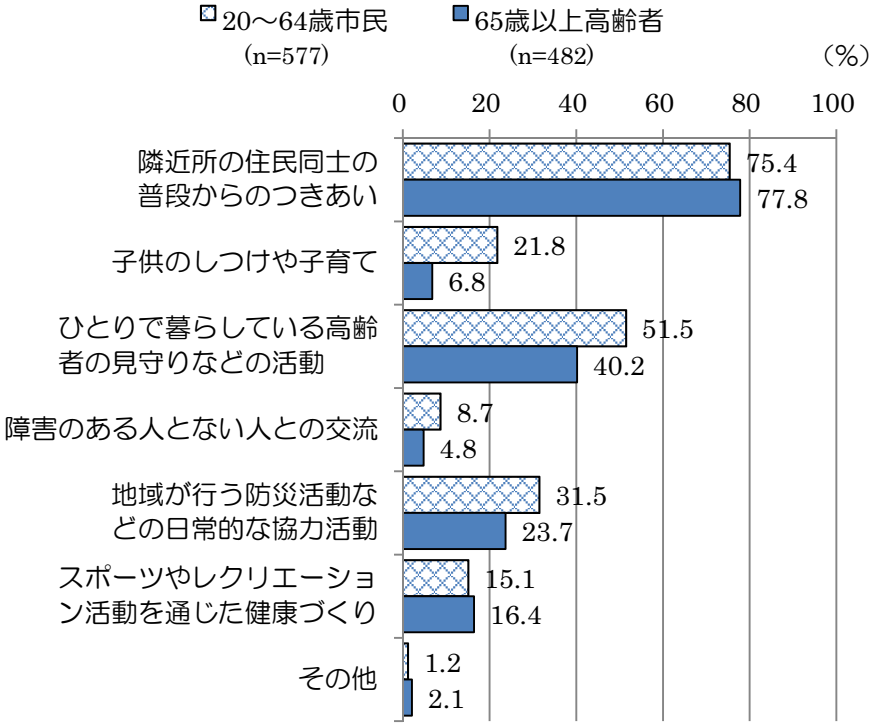

（６）地域活動への参加の状況

地域活動に参加している人の割合では、「自治会・町内会の活動」がたいへん高くなっています。こうした活動を継続的に支える人材の育成が課題と言えます。

― 図１７　地域活動参加状況 ―

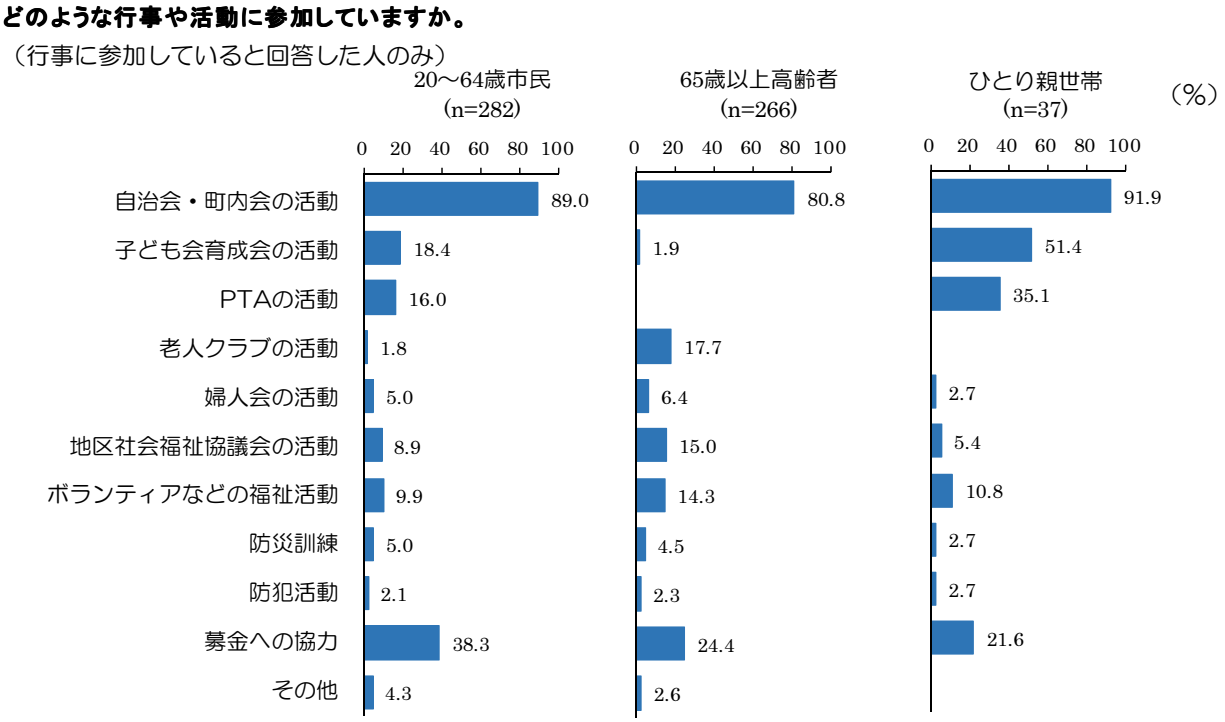

（７）ボランティア活動への参加状況等

２０～６４歳の市民のうち、ボランティア活動を現在していると回答した割合は約１割となっていますが、ボランティアに参加したいと思っている人の割合は３割以上あります。きっかけづくりができれば、かなりの人がボランティア活動に参加する可能性があると考えられます。

－図 18　ボランティア活動への参加状況 －

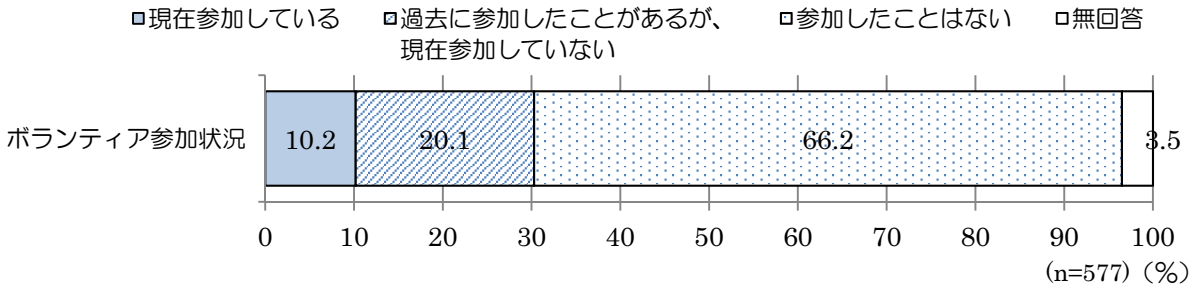

－図 19　ボランティア活動への参加意向 －

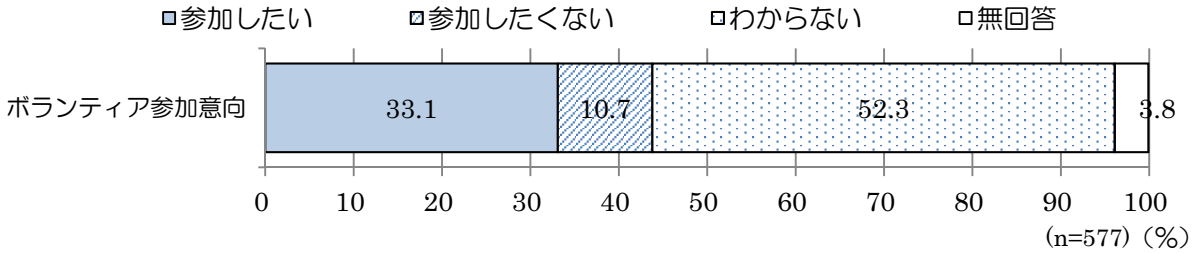

（８）社会参加を促進するために整備すべき環境

社会活動の促進のために整備すべき環境として、「活動の実態・意義を広く知らせること」をあげた人が最も多くなっており、周知や啓発に課題があると考えられています。

「リーダー（指導者）を養成すること」や「地域の関係団体が互いに協力し合うこと」をあげた人も比較的多く、留意すべき課題と考えられます。

－ 図 20　社会参加を促進するために整備すべき環境 －

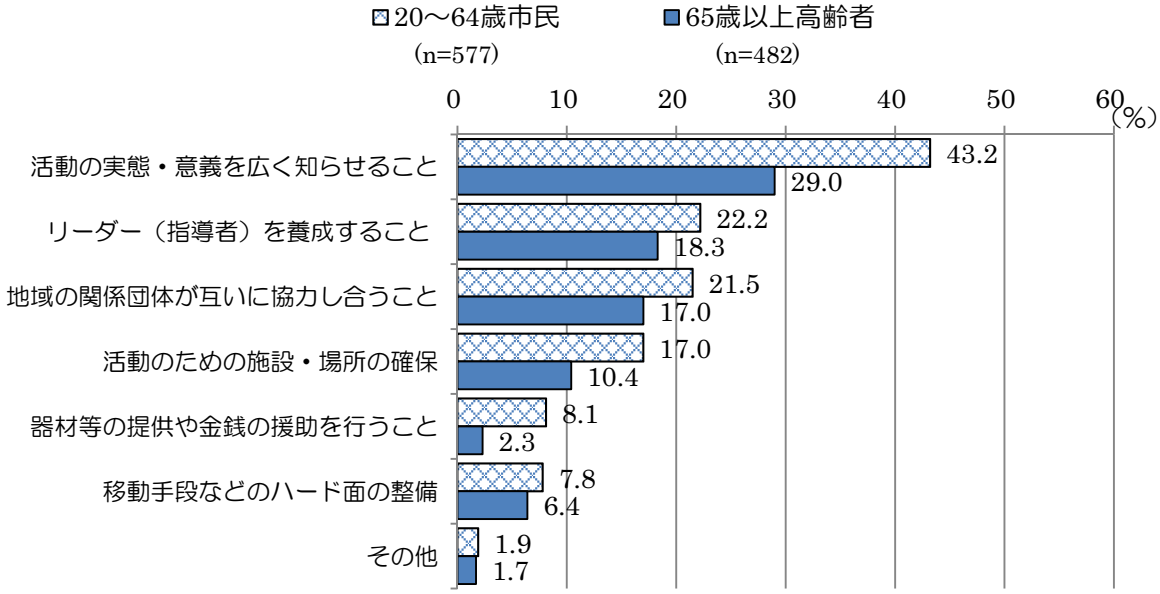

（９）災害時の避難について

「あなたは、もし災害などの緊急事態が発生した場合、適切に避難できると思いますか」という質問に対し、高齢者で約 2 割、要介護認定者で約 7 割、障害者で約 5 割の人が、「避難できないと思う」と回答しています。こうした要配慮者が安心して生活できる体制づくりに課題があります。

― 図 21　災害時の避難について ―

あなたは、もし災害などの緊急事態が発生した場合、適切に避難できると思いますか。

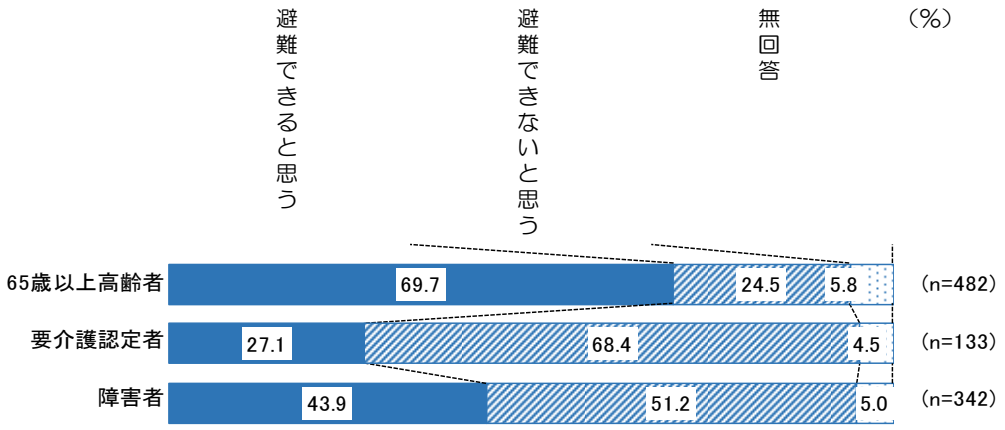

「災害時に住民が支え合う地域づくりのためには、何が必要だと思いますか」という質問に対し、高齢者では、「自主防災組織づくり」や「地域での定期的な避難訓練」が必要との回答が多く、要介護認定者や障害者では、「福祉サービスなどを提供する施設や事業者との連携」という回答が多くなっており、これらの体制づくりが望まれます。

― 図 22　災害時に住民が支え合う地域づくりに必要なもの ―

災害時に住民が支え合う地域づくりのためには、何が必要だと思いますか。

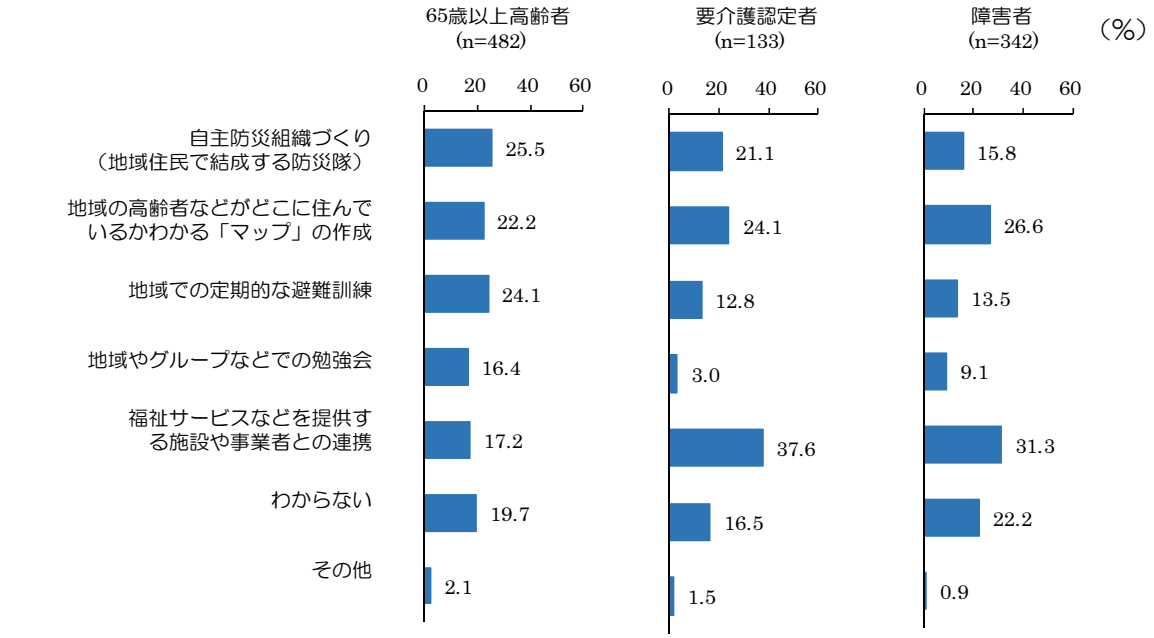

（10）福祉に関する知識・情報の入手方法

福祉に関する情報の入手方法では「市の広報紙や窓口から」の割合が最も高くなっています。市の情報提供のさらなる充実が求められます。また、「インターネットのホームページから」が全般的に低い割合となっていますが、適切なホームページのサイトが用意されていない可能性もあります。

― 図 23　福祉に関する情報の入手 ―

あなたは、福祉に関する情報をどのようにして入手していますか。

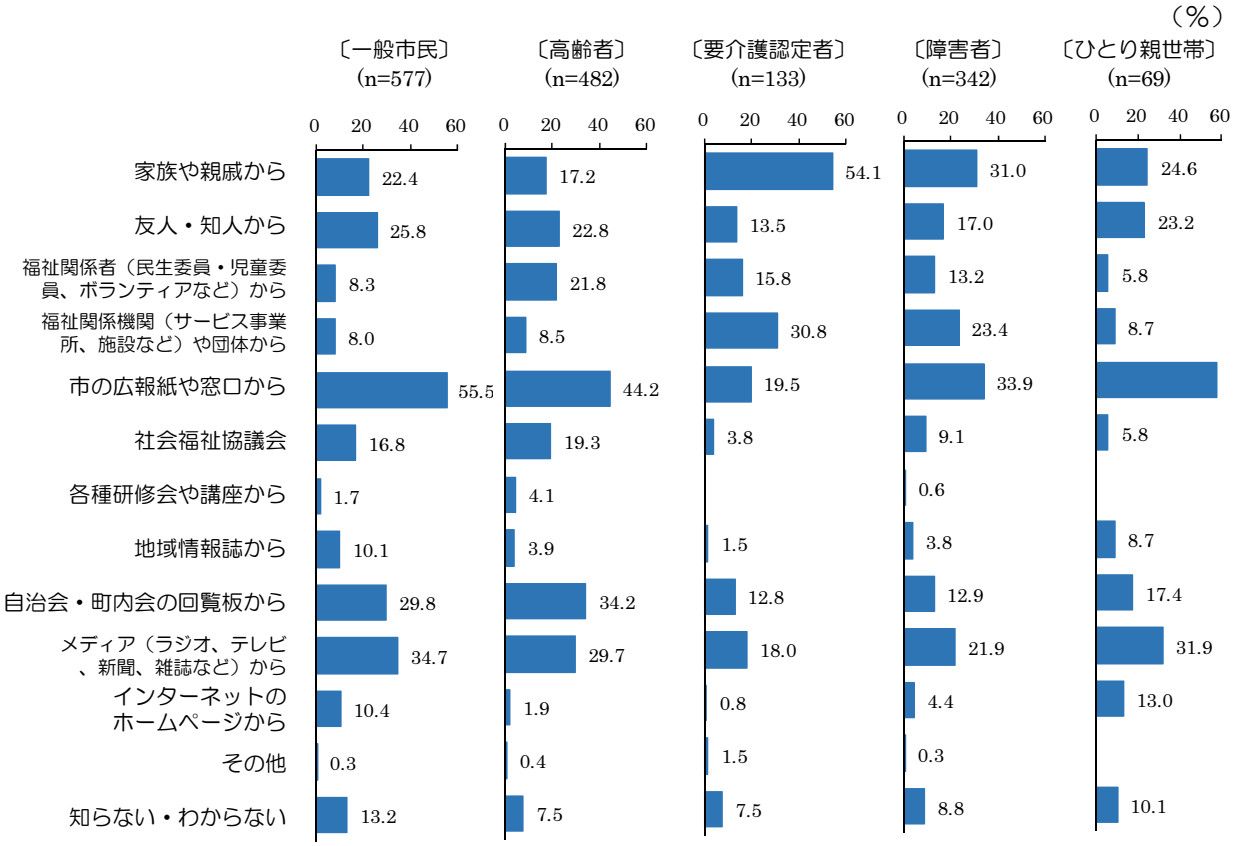

３．前計画の総括

前計画の４つの基本目標である、「ふれあい・支え合いのあるまちづくり」、「利用者本位のサービスが受けられるまちづくり」、「健やかにいきいきと暮らせるまちづくり」「安心・安全に暮らせるまちづくり」別に、取組の評価と課題の抽出を行いました。

－基本目標別評価－

基本目標	取組の評価と課題
１．ふれあい・支え合いのあるまちづくり	１　地域意識の醸成と地域福祉意識の啓発 今回と前回の市民意識調査を比較した結果から、地域に愛着を感じている人の割合について大きな変化は見られませんが、現代社会においてよく見られる、近所の人とのつきあいが疎遠になりがちな傾向は出ています。地域意識の醸成や地域福祉に関する意識の普及啓発の必要性は高まっていると考えられます。 ２　地域における交流・ふれあいの促進 「ふれあい・いきいきサロン」や「地域子育て支援拠点施設」については設置個所が増加しており、今後も継続して地域における交流・ふれあいの場として、これらの環境を整備する必要があります。 ３　地域における支え合いの仕組みづくり 地域の見守り活動の拠点となる「もやいネット地区ステーション」の設置により、地域住民がお互いに支え合う仕組みづくりが進んでいます。 ４　心の※1 バリアフリー・多様性の理解の促進 福祉分野をテーマにした「しゅうなん出前トーク」の受講者数が増加しており、今後も継続して各種啓発・福祉教育等を進め、心のバリアフリーの促進や人々の生き方の多様性への理解を定着させていく必要があります。 ５　ボランティア活動の促進 市民意識調査の結果から、地域活動やボランティア活動については、関心はあるものの、参加するまでには至らない状況にある人が少なくないことがうかがえます。 ６　地域における子育て支援の促進 子育て支援センター等の地域子育て支援拠点施設の設置数や児童クラブの定員数が増加していますが、今後も継続して地域の子育て支援環境の整備を進めていく必要があります。また、施設の定員超過等の理由で保育所に入所できない「待機児童」ゼロの状態は維持されています。

※1　バリアフリー：高齢者・障害者等が社会生活をしていくうえで障壁となるものを除去すること。

基本目標	取組の評価と課題
2．利用者本位のサービスが受けられるまちづくり	1　きめ細かな情報提供・相談支援体制づくり 市では、平成 24 年に「福祉総合相談室」を、平成 25 年に高齢者の総合相談窓口である「もやいネットセンター」を設置し、さらに対象者を限定しない「福祉総合相談窓口」に再編しました。 市民意識調査の結果によると、以前に比べ相談できる相手先の範囲が広がったと回答した市民の割合は、20～64 歳の市民で 17.3%から 16.6%、高齢者が 10.4%から 8.3%、要介護認定者が 20.2%から 20.3%、障害者では 14.8%から 17.3%となっており、障害者以外では横ばいか微減の傾向となっています。今後も継続して、地域、専門相談窓口、行政が連携して身近な相談支援体制を整備していく必要があります。 2　地域のニーズに対応したサービス基盤の整備 市民意識調査の結果によると、福祉サービスの現状について、援助を必要としている人が「十分または、ある程度満足な福祉サービスを受けていると思う」と回答した割合は、高齢者では前回の 57.8%から今回の 59.5%へ増加し、要介護認定者では前回と同様の 63.2%となっています。また、障害者では、前回の 48.7%から今回は 53.8%へ増加していますが、ひとり親世帯では、前回の 39.7%から今回は 31.9%へと減少しています。対象者の区分によって満足度の変化に相違があり、対象者に応じてバランスの良い福祉サービスの充実が求められています。 3　適切なサービス利用の促進 県からの権限移譲により、周南市でも平成 24 年度から地域密着型事業所の実地指導を、また平成 25 年度から社会福祉法人の指導監査を実施しています。

基本目標	取組の評価と課題
3. 健やかにいきいきと暮らせるまちづくり	1　地域における健康づくり・介護予防の促進 　市民の健康意識を高めるために、健康づくりに関する啓発等に取り組んできました。健康教育の受講者は年間１万人を超えており、市民の健康づくりに関する意識は高いと言えます。がん検診や特定健康診査の受診者数や受診率については、受診券や検診体制を工夫しながら実施していますが伸び悩んでいます。 　また、健康寿命の延伸や生活習慣病予防の目的で、いつでも、どこでも、だれでも気軽に実践できる健康づくりチャレンジ「スマートライフチャレンジ」を実施し、健康づくりの環境整備に取り組んでいます。介護予防については、介護予防に関する教室や講座を開催してきました。 2　障害のある人などに対する就労支援 　地域自立支援協議会と連携し企業の人事担当者と障害者雇用や障害者施設への発注について意見交換を行いました。 　また、就労に関わる相談窓口、支援する制度、助成金等をまとめたパンフレットを作成し、市のホームページに掲載するとともに、周南圏域の学校、相談支援事業所、福祉施設等に配付しています。 　市内の就労継続支援事業所等と連携して共同受注センター協議会を設立し、障害者施設が市役所から受注する業務等の拡大を図り、障害者の工賃向上も進めています。 　ハローワークや障害者就業・生活支援センターなどと連携し、障害者の就労を支援しています。福祉的就労を支援する就労継続支援事業所を利用する障害者が増加しています。 　今後、新たな就労支援施設の設置の検討や、地域の機関が密接に連携を持ち、職場実習、雇い入れ支援、職場定着支援などを一体的に推進することが望まれます。 3　生きがい活動の促進 　日常生活圏域ニーズ調査では、高齢者の 8.6%に閉じこもりのリスクがありました。高齢者が地域で活躍し、いきいきと暮らすために、地域の高齢者自身が社会参加し、地域での交流を通し社会貢献できる場の整備が求められます。

基本目標	取組の評価と課題
４．安心・安全に暮らせるまちづくり	１　高齢者孤立対策の推進 　平成 25 年度に市役所内に設置した「もやいネットセンター」を中心として、地域の見守り関係者との連携により「地域で見守り、支え合う体制づくり」を進めています。 ２　緊急時・災害時の助け合いの仕組みづくり 　自主防災組織の育成を図り、引き続き地域の防災体制の整備を進めていく必要があります。 ３　地域における防犯活動の促進 　犯罪件数は減少しているものの、子どもや高齢者などが被害に遭う犯罪が依然として発生していることから、地域の防犯力を高めていく必要があります。 ４　バリアフリー・※2 ユニバーサルデザインのまちづくり 　オストメイト対応トイレの整備などが進められており、一定の成果が見られます。引き続き公共施設等のバリアフリー化等を進めていく必要があります。 ５　交通弱者に対する支援 　公共交通の利用者数が依然として減少傾向にあり、公共交通の維持が難しくなることが懸念される中、交通弱者の移動手段の確保が課題となっています。

※2　ユニバーサルデザイン：あらかじめ障害の有無、年齢等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境をデザインする考え方。

第３章　計画の基本的考え方

１．基本理念

「地域でつながり、共につくろう

笑顔あふれる福祉のまち　しゅうなん」

＜あるべきまちの姿＞

人々が元気で安心して生活しているまち

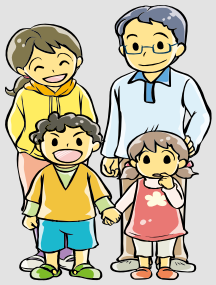

笑顔で近所の人々が助け合い支え合っているまち

気軽に相談でき、必要なときに必要な情報が得られるまち

住み慣れた地域で生活するための様々な福祉サービスがあるまち

２．基本目標

基本理念及びまちのビジョンに基づいて、施策を展開するための基本的目標として右の４つの領域を設定します。

３．計画の体系

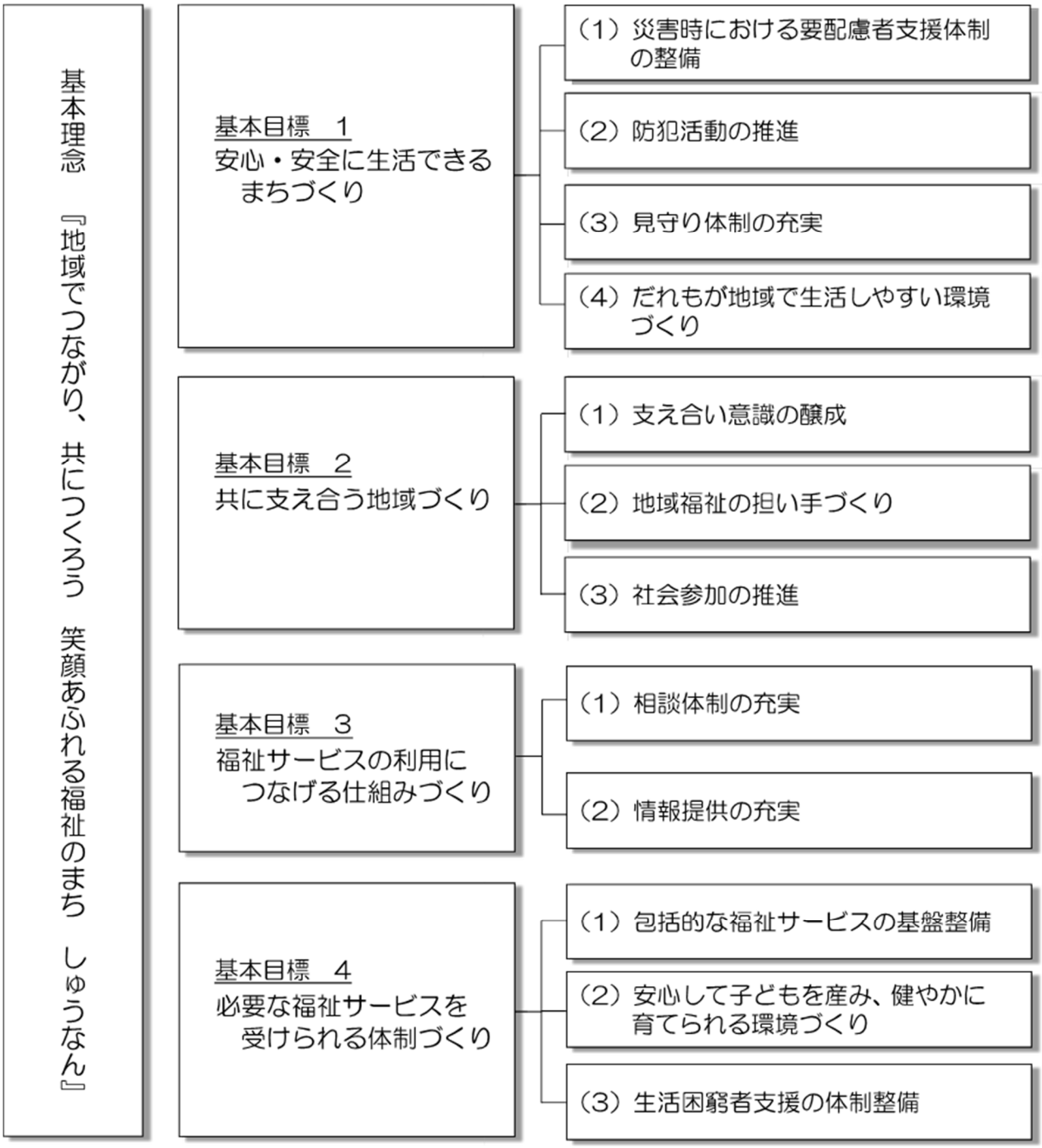
基本理念 『地域でつながり、共につくろう 笑顔あふれる福祉のまち しゅうなん』
基本目標 1
安心・安全に生活できるまちづくり
（1）災害時における要配慮者支援体制の整備
（2）防犯活動の推進
（3）見守り体制の充実
（4）だれもが地域で生活しやすい環境づくり
基本目標 2
共に支え合う地域づくり
（1）支え合い意識の醸成
（2）地域福祉の担い手づくり
（3）社会参加の推進
基本目標 3
福祉サービスの利用につなげる仕組みづくり
（1）相談体制の充実
（2）情報提供の充実
基本目標 4
必要な福祉サービスを受けられる体制づくり
（1）包括的な福祉サービスの基盤整備
（2）安心して子どもを産み、健やかに育てられる環境づくり
（3）生活困窮者支援の体制整備

第４章　基本目標ごとの取組

1　安心・安全に生活できるまちづくり

1-（1）災害時における要配慮者支援体制の整備

＜現状と課題＞

■近年、私たちの身近な地域でも大規模な災害が発生しており、人々の防災に対する関心が高まっています。災害発生時には、自分の身は自分で守ることが最も重要ですが、高齢者や障害者の中には自力で避難することが困難な人もおり、あらかじめこれらの人への支援体制を整えておく必要があります。

■高齢者、障害者等の※1災害時要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者については、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられており、地域の自主防災組織等を中心に、関係機関・団体が連携して、順次支援体制の整備を進めています。

■災害発生時に避難所での生活について特別の配慮を必要とする人がいる場合、二次避難所として福祉避難所を設置できるようにしていますが、広域災害等にも対応できるように、十分な数を確保しておく必要があります。

＜施策の方向性＞

■地域・関係機関・行政がそれぞれの役割分担を確認したうえで、災害時の要配慮者に対する支援のネットワークづくりを行います。

※１　災害時要配慮者：災害対策基本法では、高齢者や障害者、乳幼児など、災害発生時に特に配慮が必要な人を「要配慮者」、要配慮者のうち災害時等に自ら避難することが困難であって、特に支援が必要な人を「避難行動要支援者」と定めています。

＜具体的な取組＞

○市民一人ひとりの取組

・避難場所や避難方法を確認しておき、災害時は近所同士で助け合います。
・地域の防災訓練などに積極的に参加します。

○地域・団体の取組

・自主防災組織の活動等を通じて地域の防災体制の充実を図ります。
・防災訓練等を実施し、日頃から防災について話し合う機会を作ります。

○行政の取組

・関係機関・関係団体が連携して、避難行動要支援者に対する避難支援体制の整備を進めます。
・社会福祉施設・医療機関等と福祉避難所の設置・運営に関する協定を締結し、福祉避難所の充実を図ります。

＜評価指標と目標＞

評価指標	現状値（H26）	目標値（H31）	説明
自主防災組織の組織率	87.6%	100%	まちづくり総合計画による目標

★コラム★

福祉避難所の整備

「福祉避難所」は、高齢者、障害者などの要配慮者で、学校の体育館など一般の避難所では避難生活に支障をきたす人がいる場合に、本人の身体状況等を確認したうえで市が開設する二次避難所です。

これまでに、バリアフリーに対応しているなど、一定の基準を満たした市有施設７箇所を指定しているほか、民間の福祉施設を運営する社会福祉法人などと「災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定」を結んでいます。

そのほか、福祉用具供給の業界団体、福祉分野の専門職の団体とも協定を締結して、災害発生時に必要な物資の供給や人的支援を受けられる体制を整えています。

1-(2)　防犯活動の推進

＜現状と課題＞

■近年、刑法犯罪の認知件数こそ減少しているものの、犯罪は悪質・巧妙化しており、※1うそ電話詐欺や、悪質商法による電話勧誘や訪問販売などで高齢者などが被害に遭うケースも後を絶ちません。

■地域で生活する人がこれらの犯罪の被害に遭わないようにするためには、市民一人ひとりが「自分の身は自分で守る」という意識を持つとともに、防犯パトロールの実施や市民の防犯意識を高める啓発活動などを通じて、地域の防犯力を高めていくことが重要です。

＜施策の方向性＞

■地域、関係団体、行政等がそれぞれの役割分担の中で、防犯パトロールや防犯に関する啓発活動等を行います。

＜具体的な取組＞

○市民一人ひとりの取組

・日頃から近所の子どもや高齢者などを見守ります。
・地域の防犯活動に積極的に参加します。

○地域・団体の取組

・登下校時の防犯パトロールを行い、子どもを犯罪から守ります。
・地域で防犯に関する啓発を行い、防犯に対する意識を高めます。

○行政の取組

・防犯に関する情報提供、啓発活動等を行います。
・防犯灯設置に対する助成等を行い、犯罪が起きにくい環境をつくります。
・消費生活相談体制の強化を図り、被害の未然防止に向けた啓発活動や消費者教育を推進します。

＜評価指標と目標＞

評価指標	現状値（H26）	目標値（H31）	説明
防犯パトロールを行っている団体数	46団体	70団体	―

※1　うそ電話詐欺：高齢者等を電話でだまして現金を振り込ませる「振り込め詐欺」などの特殊詐欺について、現在「うそ電話詐欺」という言い方が使われています。

1-(3) 見守り体制の充実

＜現状と課題＞

■少子高齢化の進行や核家族化・単身世帯の増加などにより、地域や家族で支え合う社会のつながりが希薄化していることに伴い、それぞれの地域でひとり暮らしの高齢者や認知症の高齢者など、見守りが必要な人が増加しています。

■周南市では、社会福祉協議会と連携して地域における支え合い拠点となる「もやいネット地区ステーション」の整備を進めるとともに、日常業務の中でさりげない見守りをしてもらう「もやいネット支援事業者」の拡充を図ってきました。今後も、より多くの人に支援の輪に加わってもらい、きめ細かな支援体制を構築していくことが求められています。

＜施策の方向性＞

■地域の人々や企業、ボランティア、関係機関・団体、行政等が協力し、きめ細かな見守り体制を構築していきます。

＜具体的な取組＞

○市民一人ひとりの取組

- 近所にひとり暮らしの高齢者等がいたら、日頃から気にかけ、必要に応じて生活の援助を行います。
- 生活上の援助が必要になったときには、まずは地域の人に相談してみます。
- 近所の人の異変に気づいたら、速やかに市役所や専門相談機関に連絡します。

○地域・団体の取組

- 地域で見守り、支援が必要な人の把握に努めます。
- 「もやいネット地区ステーション」を中心に、地域の見守り活動の充実を図ります。
- もやいネット支援事業者（見守り協定事業者）へ参加するとともに、広く参加への呼びかけをします。

○行政の取組

- 社会福祉協議会と連携して「もやいネット地区ステーション」の機能充実を図ります。
- もやいネット支援事業者（見守り協定事業者）の拡大により、孤立した高齢者や認知症の人を支える地域の見守りの輪を広げていきます。
- 「もやいネット地区ステーション」や民生委員・児童委員等との連携のもと、各地域で、介護予防・生活支援の必要な人の把握や、介護予防サービス・生活支援サービスの利用を促進するコーディネート機能の整備を行います。

＜評価指標と目標＞

評価指標	現状値（H26）	目標値（H31）	説明
見守り協定事業者数 （もやいネット支援事業者数）	27社	100社	まちづくり総合計画による目標

★コラム★

「もやいネット」とは

「もやい」とは、「共に行うこと」、「共に分かち合うこと」を意味し、語源は船と船をつなぎとめる「舫う（もやう）」からきています。

類を見ないスピードで高齢化が進む中、周南市では高齢者の孤立死・孤独死を防ぐために、高齢者支援課内に「もやいネットセンター」を設置しました。

周南市社会福祉協議会でも、この事業に呼応し、公民館等を拠点にして地域の見守り活動の拠点となる「もやいネット地区ステーション」を順次、各地域に設置しています。

従来からの地域における見守り活動もあわせて、全市的にきめ細かな見守りネットワークを築きます。

もやいネット支援事業者

「もやいネット支援事業者」は、日常業務の中でさりげない見守りに協力いただいている「見守り協定事業者」で、電気、ガス、水道などのライフライン事業者に加えて、銀行、生命保険など地域と関わりの深い事業者や、24 時間稼働の事業者など、多くの事業者と協定を締結しています。

家の中の灯りが点いたままになっている、新聞が溜まっているなどの異変があったときに、通報していただくようにしています。

1-(4) だれもが地域で生活しやすい環境づくり

＜現状と課題＞

■高齢者や障害者、子育て中の家族等、様々な人が住み慣れた地域で安心して生活するためには、外出のための移動手段が確保されていることや、すべての人が利用しやすいように、利用する施設が整備されていることが必要です。

■周南市では、「周南市生活交通活性化計画」に基づいて、路線バスの利用促進や、新たな生活交通システムの構築、多面的な移動手段の確保を課題として、公共交通の維持や新たな交通手段の確保に取り組んでいます。

■人口減少や少子高齢化が進展する社会において、将来にわたり持続可能な交通ネットワークを構築していく必要があります。

■また、高齢者や障害者など、ハンディーを持った人が社会生活を送るうえでの物理的、心理的な障害を取り除くバリアフリー化を進めるとともに、だれもが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方に沿ったまちづくりをする必要があります。

＜施策の方向性＞

■高齢者や障害者、子育て中の家族等が外出しやすい環境を確保するために、公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進めます。

■徒歩や自家用車による移動が困難な人に配慮し、身近で日常生活に必要なサービスが提供されるようなまちづくりを進めます。

＜具体的な取組＞

○市民一人ひとりの取組

・近所に移動が困難な人がいたら代わりに買い物をするなど、できる範囲で支援します。

○地域・団体の取組

・高齢者や障害者、子育て中の家族などが安心して外出できるように、マップ等を作成します。

・地域の中で、実情に合った移動手段の確保について話し合います。

○行政の取組

- 公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進します。
- 高齢者、子育て中の家族などが安心して暮らせるよう、医療、福祉、商業などの都市機能の適切な立地を促します。
- 公共交通の利用促進を図り、バス路線・離島航路などを維持します。
- 乗合タクシーや[※1]自家用有償運送など、地域の実情に合った交通システムの導入を地域関係者と連携を図りながら検討します。

＜評価指標と目標＞

評価指標	現状値（H26）	目標値(H31)	説明
路線バス・乗合タクシー等の利用者数 ※市内で完結する路線	115万人	124万人	まちづくり総合計画による目標

※1　自家用有償運送：市町村・ＮＰＯ等が国土交通大臣の登録を受けて自家用自動車で行う有償運送のこと。

2 共に支え合う地域づくり

2-（1） 支え合い意識の醸成

＜現状と課題＞

■多くの市民が住み慣れた周南の地で、生きがいを持ち、自立して暮らし続けたいと願っています。地域でお互いが支え合って安心して生活していくためには、住民一人ひとりが地域の福祉を支えているという意識を持って協力し合うことが重要です。

■また、地域に認知症の人や障害のある人がいる場合、同じ地域に住む人がこれらの人について正しい知識を持ち、お互いが理解を深めていくことが重要です。

＜施策の方向性＞

■地域において様々な支援が必要な人がいること、地域の人々が支え合い、交流し、活動に参画することで地域が活性化することを広く伝え、支え合い意識の醸成を図ります。

＜具体的な取組＞

○市民一人ひとりの取組

・普段から近所同士で、あいさつや声かけをするよう心がけます。
・民生委員・児童委員の活動を理解し、協力します。
・地域の行事に参加し、近所の人との交流を深めます。
・地域の問題に関心を持ち、講演会や研修会に積極的に参加します。

○地域・団体の取組

・行事やイベントを行い、地域の交流の場を増やします。
・地域で市の出前トークなどを利用した学習の場を設けます。
・地域の組織同士で連携を図り、地域の課題解決に向けて取り組みます。

○行政の取組

・地域、学校、各種団体等と連携しながら、地域福祉に関する意識の啓発に努めます。
・公民館や隣保館を拠点とした地域福祉推進活動を支援します。
・市民がそれぞれの目的で活動できる場所の提供を推進します。
・認知症、精神障害、発達障害のある人などについての正しい理解を広めていきます。
・地域づくりに関係する部署が横の連携を図りながら、地域と共に協働して地域づくりに取り組みます。

＜評価指標と目標＞

評価指標	現状値(H26)	目標値(H31)	説明
人権講座や出前講座の参加者数	1,520人	1,700人	まちづくり総合計画による目標
認知症サポーター養成数（養成者数累計）	7,479人	10,000人	まちづくり総合計画による目標

★コラム★

認知症サポーターの養成

65 歳以上の高齢者の４人に１人は認知症またはその予備軍とされています。

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、地域の人たちが認知症について正しく理解することが大切です。

「認知症サポーター」とは、認知症の人や家族を温かく見守り支援する応援者のことで、周南市では地域や職域団体を対象として「認知症サポーター養成講座」を開催しており、これまでに約 7,500 人のサポーターを養成しています。

2-(2) 地域福祉の担い手づくり

＜現状と課題＞

■人間関係がだんだん疎遠になっている現代においても、多くの人が、人の役にたちたい、お互いに仲間でありたいと願っていることは、東日本大震災等におけるボランティアの活動を見ても明らかです。

■地域福祉を推進するためには、地域住民と関係機関、行政の協働が必要ですが、高齢化の進行等により、地域福祉の担い手が固定化、高齢化する傾向にあり、新たに地域活動を担う人材を発掘・養成していく必要があります。

■また、多様な地域福祉のニーズに対応するために、地域で活動するボランティア、※1NPO法人などのグループに対して継続的な支援を行っていく必要があります。

■単身高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加に伴い、生活支援や介護予防の必要性が高まっており、高齢者等の多様なニーズに応えるために、ボランティア、NPO法人等の多様な主体による住民サービスの安定的、継続的な提供が求められています。

＜施策の方向性＞

■社会福祉協議会との連携のもと、地域で行っている活動への支援を行うとともに、研修会の開催などを通じてリーダーの養成を行います。

＜具体的な取組＞

○市民一人ひとりの取組

・各自が持っている知識や経験を地域の活動に活かしていきます。
・リーダー育成に関する研修会等に参加します。
・自分自身の生きがいづくりや介護予防として地域活動等に参加します。

○地域・団体の取組

・自治会、コミュニティ等の活動を通じて、地域活動を担うリーダーの育成に努めます。

○行政の取組

・自治会、コミュニティ等の活動を支援します。
・ボランティア・NPO活動との連携を図り、研修会の開催等を通じてリーダーの育成を支援します。
・高齢者の幅広い生活サービスを支える「生活支援サポーター」を養成します。
・老人クラブが行う「輝き周南大学」の開催を支援して高齢者リーダーの育成を図ります。

※1　ＮＰＯ法人：特定非営利活動法人の略。営利を目的とせずに公益事業を行う民間団体のこと。

2-(3) 社会参加の推進

＜現状と課題＞

■団塊世代の人が 65 歳以上となり、これらの人が地域活動に積極的に参加できる環境をつくる必要があります。

■公民館などで行われる生涯学習活動や、生涯スポーツの振興、高齢者の介護予防など、生きがいを持って様々な地域活動へ参加できる環境を整備していく必要があります。

＜施策の方向性＞

■市民活動団体等による自主的・主体的な活動を支援します。公民館やいきいきサロン等での活動や生涯教育の推進、生涯スポーツの振興、地域で行われる介護予防教室などを通じて人との交流を持ち、いつまでも生きがいを持って生活できる環境を整備します。

＜具体的な取組＞

○市民一人ひとりの取組

・地域活動や地域で行われる生涯学習、スポーツなどのイベントに参加するようにします。

○地域・団体の取組

・地域活動を推進し、住民の参加を呼びかけます。

○行政の取組

・学校や公民館を活用して、地域における世代間交流の場づくりを進めます。

・年齢や障害の有無に関係なく、だれもが参加できるスポーツ・文化芸術活動の振興に努めます。

・高齢者や子育て中の家族の地域でのふれあい交流の場となる「ふれあい・いきいきサロン」、「ふれあい子育てサロン」の充実を図ります。

・高齢者の社会参加を進めるため、※1 老人クラブの活動を支援します。

※1　老人クラブ　：概ね６０歳以上の人を対象とした地域を基盤とする高齢者の自主的な組織で、仲間づくり、生きがい・健康づくり、知識や経験を活かした社会活動などを行っています。周南市の老人クラブは「輝きクラブ周南」の愛称がつけられています。

＜評価指標と目標＞

評価指標	現状値（H26）	目標値（H31）	説明
老人クラブの会員数	5,258人	6,700人	まちづくり総合計画による目標

― いきいきサロン活動風景 ―

3 福祉サービスの利用につなげる仕組みづくり

3-（1） 相談体制の充実

＜現状と課題＞

■地域には、高齢者、障害者、子育て中の家族、生活困窮者など、様々な福祉サービスを必要とする人がおり、特に、複数の問題がある人や、相談したい内容が不明確な人、虐待に関する問題がある人、従来の対象者別の福祉サービスの狭間となる人などに対しては、相談内容から課題を分析して適切な支援につなげていく必要があります。

■周南市では、平成24年に生活支援課内に「福祉総合相談室」を、また平成25年には、高齢者支援課内に高齢者の総合相談窓口「もやいネットセンター」を設置しました。平成28年1月には、この「福祉総合相談室」と「もやいネットセンター」を再編して、新たに対象者を限定しない福祉の相談窓口となる「もやいネットセンター」（福祉総合相談窓口）を設置しています。

＜施策の方向性＞

■市の相談窓口における職員の相談能力を高めるとともに、地域の相談機関や関係機関との連携強化を図ります。

■市の「福祉総合相談窓口」を入口として、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいなどの個別支援が一体的に提供される「地域包括ケア」の構築に向けて、市の関係課や関係機関との調整や、相談・支援を行う体制の充実を図ります。

＜具体的な取組＞

○市民一人ひとりの取組

・日頃から悩み事について相談できる相手や機関を見つけておきます。
・周囲に悩み事がある人がいたら、相談相手や相談場所を紹介します。

○地域・団体の取組

・民生委員・児童委員、福祉員、もやいネット地区ステーションなどの地域の関係者が専門の相談機関、社会福祉協議会、行政と連携して地域で困っている人の相談に応じます。
・相談窓口等の情報を整理し、必要な市民に提供します。

○行政の取組

- 福祉サービスを必要とする人が利用しやすいように、各所管の相談窓口や福祉総合相談窓口「もやいネットセンター」の機能充実を図ります。
- 研修などを通じて行政各部署・機関の間で連携を密にし、情報の共有を図ります。
- 地域において高齢者に関する相談支援の中核となる「地域包括支援センター」や、障害者に関する相談支援の中核となる「基幹相談支援センター」、子育てに関する相談機関の「こども家庭支援センターぽけっと」、「要保護児童対策地域協議会」などの専門相談機関と連携を図ります。
- 必要に応じて関係機関の連絡調整会議（個別ケア会議）を開催します。

周南市における相談・支援体制のイメージ

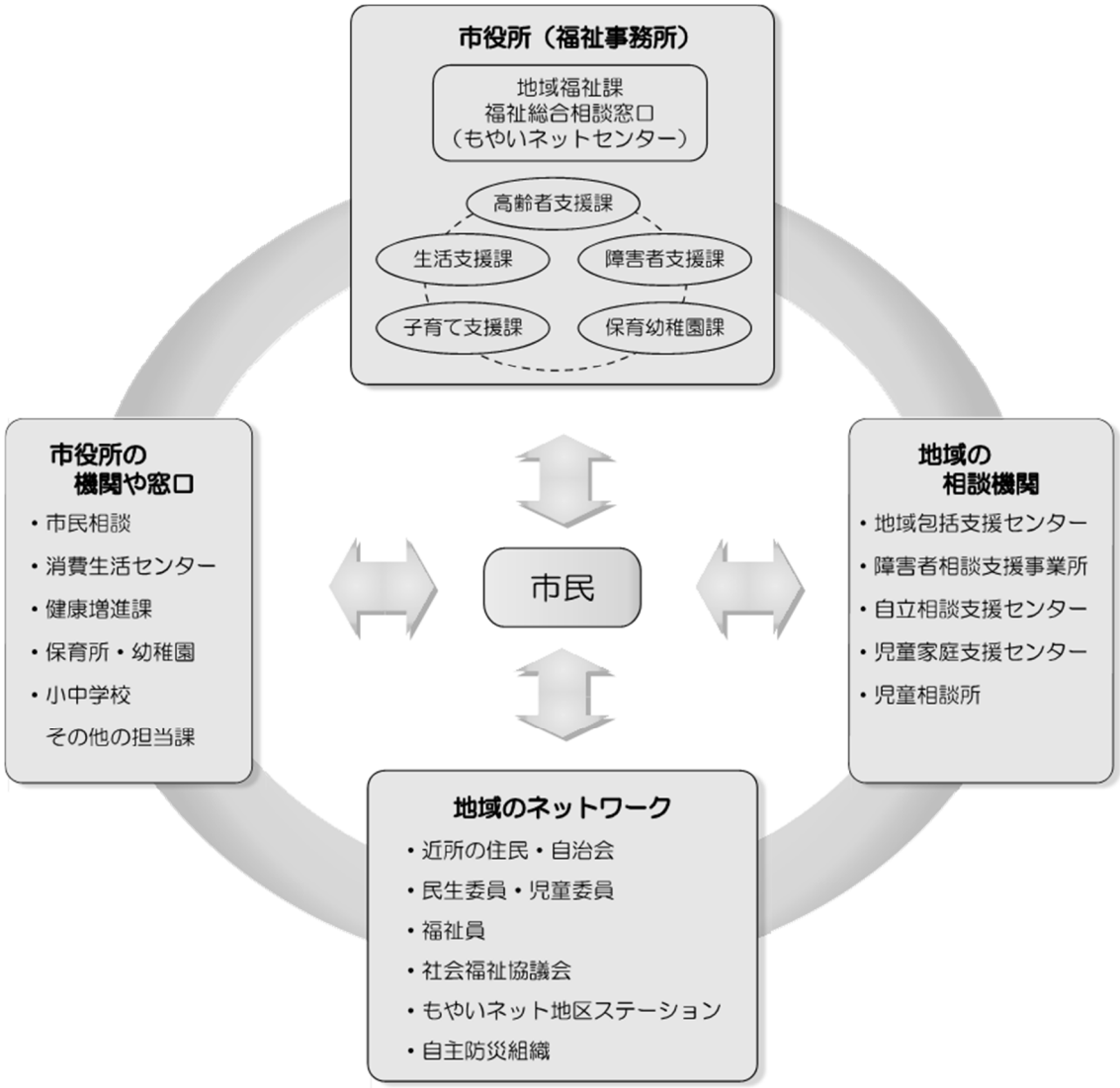

3-(2) 情報提供の充実

＜現状と課題＞

■周南市では、「広報しゅうなん」や市のホームページによる情報提供に加え、市のメール配信システム「しゅうなんメールサービス」を利用して登録者に様々な市政情報とともに、防災情報や行方不明者の情報などを発信しています。

■また、平成27年には、子育て応援サイト・アプリ「はぴはぐ」の運用を始めました。だれもが、必要なときに適切な福祉サービス情報を入手できるように、多様な媒体で情報を発信していく必要があります。

■福祉に関する知識・情報の入手方法として、新しい情報通信技術（ICT）を利用している人の割合はまだ低い状況にあります。

＜施策の方向性＞

■複雑化する福祉制度や市内で利用できる福祉サービスについて、情報を必要とする人にわかりやすく伝えられるよう工夫します。

■情報収集能力の強化や関係者間の情報共有を図り、タイムリーな情報を提供するよう努めます。

＜具体的な取組＞

○市民一人ひとりの取組

・日頃から、「広報しゅうなん」や市のホームページに目を通すようにします。

・「しゅうなんメールサービス」に登録して、市からのお知らせなどの情報を得るようにします。

・子育て応援サイト・アプリ「はぴはぐ」に登録して、子どもの年齢に応じた情報を得るようにします。

○地域・団体の取組

・地域で福祉に関する出前トークなどを開催します。

・地域に情報入手が困難な人がいたら、確実に情報が届くような仕組みをつくります。

・地域や団体で行っていることに関する情報を積極的に発信するよう心がけます。

○行政の取組

- 「広報しゅうなん」や市のホームページで、福祉制度や福祉サービスなどの情報を広く市民に提供します。
- 市のメール配信システム「しゅうなんメールサービス」について、内容の充実と利用者の拡大を図ります。
- 子育て応援サイト・アプリ「はぴはぐ」の内容を充実させます。
- 高齢者、障害者など、様々な対象者に向けた情報サイトの導入について研究します。
- 意思疎通を図ることに障害のある人などが、必要な情報を受けられるよう支援します。
- 新しい情報通信技術を活用した情報提供について研究します。
- 様々な機会を利用して、「しゅうなんメールサービス」や福祉の情報提供サイトの利用について啓発を行います。

周南市の情報提供サービスの例

□「しゅうなんメールサービス」

メールアドレスがあれば、だれでも登録できるメール配信システムで、市からのお知らせのほか、災害・緊急時のお知らせ、不審者情報、行方不明者の情報なども配信しています。

□子育て応援サイト・アプリ「はぴはぐ」

妊娠・出産・子育てに関する手続きや、各種イベント等の情報を掲載している情報サイト及びアプリケーション（ソフトウェア）です。

― 子育て応援サイト・アプリ「はぴはぐ」のスマートフォン画面 ―

4　必要な福祉サービスを受けられる体制づくり

4-（1）包括的な福祉サービスの基盤整備

＜現状と課題＞

■もやいネットセンター、地域包括支援センター等の相談機関が、民生委員・児童委員、自治会、コミュニティ団体、社会福祉協議会、各種民間団体等との連携を深めるとともに、医療、介護グループ等とも連携していく必要があります。
■高齢者に対する地域包括ケアシステムや生活困窮者に対する自立支援制度といった包括的な支援システムを、高齢者や生活困窮者以外にも拡げていくことが課題となっています。
■民間福祉事業者によるサービスの質の向上を図るためには、事業者に対する指導監査が重要となります。平成25年度からは、社会福祉法人に対する指導監査の一部が、県から市に権限移譲されています。

＜施策の方向性＞

■介護保険サービス、高齢者福祉サービス、障害者福祉サービス、子育て支援サービス、生活支援サービス等、必要な福祉サービスの充実を図ります。
■多機関・他分野の協働により、高齢者、障害者、児童、生活困窮者といった制度の枠を超えて、本人のニーズを起点に支援の調整を行い、地域で生活する住民だれもがその人の状況に合った支援が受けられる新しい地域包括支援体制の構築を図ります。
■関係機関と連携して障害者に対する就労支援を充実させます。
■※1日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）、※2成年後見制度の活用を進めます。

＜具体的な取組＞

○市民一人ひとりの取組
・自分でできることは自分で行い、必要に応じて地域の支援を受けたり福祉サービスを利用したりします。

○地域・団体の取組
・地域でできる見守り活動や助け合い活動を行います。
・ＮＰＯ法人、ボランティア団体等は、地域の福祉ニーズに合わせたサービスを提供します。

※1　日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）：社会福祉協議会が行っている事業で、認知症や知的障害などにより日常生活に支障のある人に対して、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービスなどを行う。
※2　成年後見制度：判断能力が低下した人などに代わって、後見人等が本人の生活を支援したり財産を守ったりする制度。

○行政の取組

- 福祉・医療・保健・住宅などのサービスが一体的に提供されるとともに、生活支援サービスが効果的に配置され、だれもが住み慣れた地域で安心して生活できる体制の整備に努めます。
- 住み慣れた地域で適切な医療・介護サービスが受けられるよう、医師会等の協力を得ながら、市内の医療・介護の多職種ネットワーク「あ・うんネット周南」等の取組との連携を図り、在宅医療・介護の推進を図ります。
- 障害者就労施設等から優先的に物品やサービスを調達するなどして、障害者の就労支援を行います。
- 認知症の人や障害者等、判断能力が低下した人を支援するため、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用を進めます。
- 適切なサービス運営促進のために、福祉サービス提供事業者等に対する指導監査の充実を図ります。

★コラム★

「あ・うんネット周南」の取組

市民が安心して在宅生活できるように、医療・介護等の多職種に携わる者が、顔の見える関係を築くことで、協働によりスムーズな連携を図ることを目的として設置したグループで、各職種の代表者による会議を定期的に開催し、多職種合同研修会を企画・実施しています。

― 「あ・うんネット」多職種合同研修会 ―

4-(2) 安心して子どもを産み、健やかに育てられる環境づくり

＜現状と課題＞

■核家族化の進行、就労形態の多様化などから、子育てに関する様々な課題が生じており、これらの課題を解決するために、子どもや子育て中の家族を地域全体で支えていくことが求められています。

■価値観の多様化などから未婚化・晩婚化が進み、少子化の原因のひとつとなっています。

＜施策の方向性＞

■子育て支援サービスや保育サービスの充実を図り、安心して子どもを産み育てられる環境を整備します。

■少子化に少しでも歯止めがかけられるような施策を検討します。

＜具体的な取組＞

○市民一人ひとりの取組

・子育て中の世帯は、子育てサークルなどに参加したり子育て支援センターを利用したりするなどして、子育ての悩みをひとりで抱え込まないようにします。

○地域・団体の取組

・地域全体で子どもの見守りを行います。

・子育ての悩みを持つ親へ声かけを行うなどして、地域で子育てを支援します。

○行政の取組

・地域の子育てサークルへの補助を行い、地域で子育て中の家族を支援する環境をつくります。

・「※1 子育て世代包括支援センター」を活用して母子保健指導等の充実を図り、健やかに子どもを産み育てられる環境をつくります。

・保育サービスや放課後児童クラブの拡充を図ることにより、子育てしやすい環境を整えます。

・障害のある子どもやひとり親家庭など、支援の必要な子どもや家庭に対する支援を充実させます。

・子どもや家族を持つことを前向きに考えられるよう意識啓発を行います。

・「出会いや結婚」の場を提供する取組に対する支援を行います。

＜評価指標と目標＞

評価指標	現状値（H26）	目標値（H31）	説明
子育て支援センター事業の実施区域数	7区域	12区域	まちづくり総合計画による目標
ファミリーサポートセンター提供会員数	300人	390人	まちづくり総合計画による目標
保育所の入所を希望し、かつ要件を満たしている児童で、施設の定員超過等の理由で入所できない状態にある児童数	0人	0人	まちづくり総合計画による目標
事業所内保育施設 ※平成27年度からの制度改正により、給付対象となる事業所内保育施設	0施設	7施設	まちづくり総合計画による目標
小学校等で児童クラブを実施している箇所数	36クラブ	50クラブ	まちづくり総合計画による目標
小学校等で児童クラブを実施している定員数	1,475人	1,955人	まちづくり総合計画による目標

※１　子育て世代包括支援センター：妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な相談支援に、ワンストップで対応する地域の子育ての拠点となる施設であり、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定し、指導・助言を行います。

― 子育て交流センターの風景 ―

4-(3) 生活困窮者支援の体制整備

＜現状と課題＞

■社会経済の構造的な変化により、生活保護受給者や生活困窮に至るおそれのある人が増加しており、生活保護に至る前の段階からの自立支援策を強化することが求められています。

■最低限の生活を維持できなくなるおそれのある「生活困窮者」は、生活保護のボーダーラインにある人、 障害の疑いのある人、ニート、引きこもりのある人などで、地域社会とのつながりを失っているケースも多いとみられます。

＜施策の方向性＞

■個人の尊厳の確保に留意し、本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず、日常生活自立や社会生活自立などの本人の状態に合わせた支援体制を構築します。

＜具体的な取組＞

○市民一人ひとりの取組

・生活をするうえで困っていることを行政等の相談窓口へ明確に伝えていきます。

○地域・団体の取組

・見守り活動の中で、地域で孤立し、支援が必要な人を早期に発見して、専門の相談機関につなげます。

○行政の取組

・相談や他の部署・機関との連携により生活困窮者を早期に把握し、自立支援につなげます。
・関係機関のネットワークである「支援調整会議」の充実を図ります。
・自立相談支援及び住居確保給付を実施し、就労準備支援、一時生活支援等の支援の必要性を検討します。
・生活困窮者の子どもが、経済的理由で学習機会を失わないような学習支援や「生きる力」を身に付けるための生活支援を検討します。

第5章　計画の推進について

１．計画の推進体制

地域福祉の目標の実現に向けて、計画を着実に推進していくためには、市民、地域の関係者・関係団体、社会福祉協議会、事業者、行政が協力して取り組んでいくことが重要です。

そのため、それぞれの立場の個人・団体が密に連携をとれるよう、コーディネート機能の充実に努めていきます。

２．計画の普及

本計画は、市の情報公開窓口や、ホームページにおいて公開します。

また、計画の概要版を作成して、計画の考え方について普及に努めます。

３．計画の進捗管理

計画の進捗にあたって、地域福祉計画評価委員会（計画の 1 年目から 3 年目まで）及び地域福祉計画評価・策定委員会（計画の 4 年目及び 5 年目）で、計画の推進状況の把握を行い、点検・評価を行います。

進捗状況に関しては、概要を市のホームページで公開するほか、関係部署との調整を行い、必要に応じて施策の見直しを行っていきます。

このような、PDCA サイクルを毎年回して、よりよい地域福祉の実現に努めていきます。

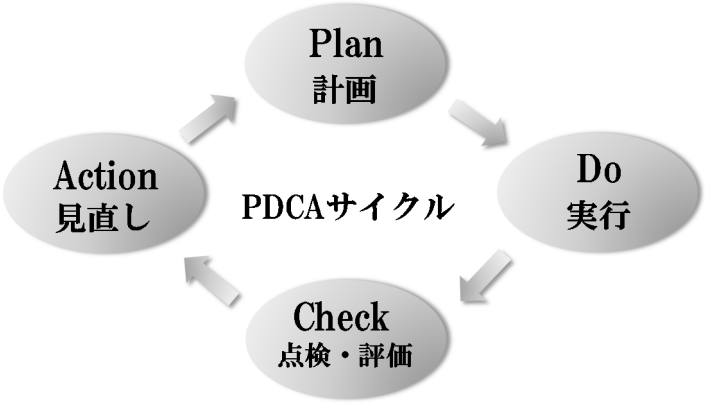

資　料

1 周南市地域福祉計画評価委員会設置要綱

（設置）

第１条　周南市地域福祉計画（以下「計画」という。）の評価に当たり、広く専門家の意見を反映するため、周南市地域福祉計画評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

（1）　計画の調査研究に関すること。

（2）　計画の評価に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、おおむね委員８人をもって組織する。

２　委員は、関係団体からの推薦による者で構成する。ただし、特に必要があるとしている場合は、公募による者を含むものとする。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、計画の実施期間の１年目から３年目までの３年とする。

２　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

２　会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けるときは、その職務を代理する。

（会議の運営）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴くことができる。

３　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

４　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議の公開）

第７条　会議は、原則として公開とする。ただし、あらかじめ委員全員の同意がある場合又は出席委員全員の同意がある場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、市福祉事務所において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

２ 周南市地域福祉計画評価・策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　周南市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、広く市民の意見を反映するため、周南市地域福祉計画評価・策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

（１）　計画の調査研究に関すること。

（２）　計画の立案に関すること。

（３）　その他計画の策定に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員10人以内をもって組織する。

２　委員は、関係団体等からの推薦及び公募による者で構成する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、計画の実施期間の４年目から５年目までの２年とする。

２　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

２　会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けるときは、その職務を代理する。

（運営）

第６条　委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて、意見を聴くことができる。

３　委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

４　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議の公開）

第７条　委員会の会議は、原則として公開とする。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、市福祉事務所において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

3 周南市地域福祉計画評価・策定委員会委員名簿

（第３次）周南市地域福祉計画評価・策定委員会委員名簿

	役職名等	氏　　名	備　　考
1	徳山大学福祉情報学部准教授	小　林　　武　生	
2	周南市社会福祉協議会常務理事	手　山　　恒　次	
3	周南市民生委員児童委員協議会理事	田　村　　俊　雄	
4	周南市介護支援専門員協会副会長	古　谷　　俊　昭	
5	（福）鼓ヶ浦整肢学園 総合相談支援センターぱれっと所長	堀　江　　秀　紀	
6	南陽幼稚園教頭	大　野　　教　正	
7	周南市食生活改善推進協議会副会長	石　田　　紀　恵	
8	社団法人徳山薬剤師会会長	西　村　　正　広	
9	公　募　委　員	藤　本　　真　樹	
１０	公　募　委　員	筑　後　　恵　子	

周南市地域福祉計画

平成 28 年３月
発　行　周南市
編　集　周南市福祉部地域福祉課

〒745-8655　山口県周南市岐山通１丁目１番地
電 話　0834-22-8465
ＦＡＸ　0834-22-8396